

『官報』に掲載された沖縄県令の 件名等と学事関係規定の変遷

青 嶋 敏
金 城 善

一 はじめに

沖縄県が戦前に公布ないし発令した令達や令規（以下本稿では「令規」という。）の研究は、琉球王国の廃止＝琉球藩の設置と、琉球藩の廃止＝沖縄県の設置という二段階を経て遂行された「琉球処分」以降における沖縄県での近代日本法の受容過程を考察する際に重要な手がかりを提供すると思われる。しかし、沖縄県の戦前の令規については、公式の記録簿冊の多くが沖縄戦の戦火により失われたため、その全体像は十分には解明されていない。

そこで、本稿は、沖縄県における戦前の令規の全体像の解明という研究課題のための基礎作業¹⁾のひとつとして、明治20年1月から明治23年11月までの間に、『官報』の「官庁事項」欄または「彙報」欄の「官庁事項」において、「府県令」、「県令」または「庁府県令」という見出し項目（以下一括して「府県令の項」ということがある。）のもとで件名、令規番号、公布年（月日）（以下これらを総称して「件名等」ということがある。）が掲載された、明治19年12月から明治23年8月までに公布された沖縄県の県令（以下「沖縄県令」ということがある。）を取り上げて考察することにした。

本稿では、まず『官報』における「府県令の項」とそこに件名等が掲載された沖縄県令について検討し、次いで「府県令の項」に件名等が掲載された沖縄県令のうち学事関係の規定（特に小学校の設置区域・校数・位置に関するもの）の変遷に焦点を当てて考察したうえで、最後に本稿の末尾で「府県令の項」に掲載された沖縄県令の件名等についての情報を一覧表に整理して紹介すること

にする（【表6】、【表7】）。

二 『官報』における「府県令の項」と沖縄県令

(1) 『官報』と官報材料の報告について

『官報』は、明治16年6月20日太政官達第27号²を以って同年7月1日より発行される旨が達せられたが、実際には翌7月2日の月曜日に創刊された。この『官報』の創刊に先立って、明治16年5月10日太政官達第22号³を以って、『官報』の編集を担当する組織として太政官中に文書局を設置し（同達第1条）、各官省院府県に対して「各官庁ニ於テ主任ヲ定メ官報ニ掲載スヘキ書類ヲ取纏メ文書局ニ送付スヘシ」（同達第2条）と命じて、官報材料の報告を求めた⁴。

これを受け、沖縄県では、明治16年6月4日に達丙第42号「官報々告ノ事務編纂課へ付スルノ件」を以て「本年五月太政官第廿二号御達官報報告之事務ハ編纂課ニ付シ候条此旨相達候事」⁵との達を課署掛および役所あてに発令し、さらに同日、達丙第43号「官報ニ掲載ヲ要スベキ事項取扱方」を以て、「本年五月太政官第廿二号御達ニ依リ官報ニ掲載ヲ要スヘキ事項有之候節ハ其時々書類取纏メ編纂課へ通報スヘシ此旨相達候事」⁶との達を同様に課署掛および役所あてに発令した⁷。

ところで、前述の明治16年太政官達第22号第2条は、「官報ハ別紙ニ記シタル事項ヲ掲載スヘキ」⁸であるとしたうえで、別紙において、『官報』に掲載すべき事項として16項目（詔勅、勲賞、叙任、官令〔布告、布達〕、達〔公示ヲ妨ケサル官省院府及東京府ノ達〕、告示〔官省院府及東京府ノ告示〕、官庁広告、雑件〔行幸行啓謁、参事院回答並審理、諸官庁伺指令、軍艦出入、官吏転職出入等、雑事〕、外報〔公使領事報告、外国新聞抄訳〕、説明正誤、学芸教育ニ関スル事項、農工商業及山林ニ関スル事項、統計報告、気象報告、汽船出入、広告）を列挙した。しかし、その直後の同年6月9日に公布した太政官達第29号によって、太政官は、官省院府県に対して、「本年五月第貳拾貳号達中官

報ニ記載スヘキ事項ハ其概目ヲ示スモノニ付實際施行ニ臨ミ其欄次節目ハ総テ文書局長ノ斟酌ニ任ス此旨相達候事」⁹⁴という達を發して、上述の16項目が「概目」に過ぎないとの判断を示した。こうして、各官省院府県の官報報告主任から太政官文書局に送付された官報材料が取捨選択され、文書局長の「斟酌」によって設けられた『官報』の欄次節目に応じて掲載された。

その後、明治18年12月28日内閣第81号達「各庁ノ官報報告主任官ヲ精選セシム」によって、内閣総理大臣から各省院府県あてに、「官報ノ報告ヲ敏速精確ナラシムル為メ其報告主任官ヲ精選シ常ニ官報局ト気脈ヲ相通シ事務ノ利便ヲ計ルヘシ」⁹⁵との命令が發せられた。明治16年から同18年までの沖縄県の官報報告主任の任免の状況については資料を確認できず不明であるが、明治19年4月21日付『官報』838号204頁掲載の「府県官報報告主任」と題する記事には、

【表1】沖縄県官報報告主任の任免状況（明治19年～26年）

官報発行日	官報号数	官報報告主任	官職
明治19年4月21日	838号	奥川恭安を任命	沖縄県警部久米島警察署長判任官一等、兼沖縄県属久米島役所長判任官三等
		山口松雪を任命	沖縄県属判任官七等
		赤川智幾を任命	沖縄県属判任官七等
		池野婦一郎を任命	沖縄県属判任官八等
		間世田正信を任命	沖縄県属判任官九等
		豊田梅三郎を任命	沖縄県属判任官九等、兼司法省十五等出仕裁判所書記
		木原又介を任命	沖縄県収税属判任官五等
		牧田新太郎を任命	沖縄県監獄書記判任官六等、兼沖縄県属判任官五等
明治19年9月27日	973号	森長義を任命	沖縄県書記官奏任官二等下、兼検事
		池野婦一郎を任命	沖縄県属判任官八等
明治19年11月30日	1026号	森長義を解任	沖縄県書記官奏任官二等下、兼検事
		猪鹿倉兼文を任命	沖縄県書記官奏任官四等中
明治20年6月3日	1177号	立木兼善を任命	沖縄県書記官奏任官四等上、兼検事・第二部長
明治23年6月27日	2097号	泥堂婦一郎を解任	沖縄県属兼監獄書記判任官七等
		諸見里朝奇を任命	沖縄県属判任官四等上
		梶泊稻隆を任命	沖縄県属判任官五等上
明治25年2月5日	2577号	親泊朝啓を解任	沖縄県属旧慣取調掛判任官三等下
		諸見里朝奇を解任	沖縄県属判任官四等上
		岸本賀昌を任命	沖縄県属判任官七等
		喜入休を任命	沖縄県属判任官六等上
明治26年8月26日	3049号	今西相一を任命	沖縄県参事官奏任官八等、兼内務部第一課長

注：官職については、『官報』の記載のほかそれぞれ直近の『職員録（乙）』による。

上述の明治18年内閣第81号達により定められた沖縄県の官報報告主任として奥川恭安外7名の氏名官職が記されている。それ以降明治26年までの数年間の沖縄県における官報報告主任の任免状況については、断続的ではあるが『官報』に掲載された沖縄県の官報報告主任の任免に関する記事によって、その概略を知ることができる。これらを表示すると【表1】のとおりである。これによれば、沖縄県知事に次ぐポストである沖縄県書記官が官報報告主任に任命されていた時期があり、官報報告主任の職務が重視されていたことが伺える。

(2)『官報』の「官庁事項」中の「府県令の項」について

①「府県令の項」掲載の始まり

明治19年11月30日付の『官報』第1026号279頁の「官庁事項」欄に次のような記事が掲載された。

「○府県令 府県令ハ地方施政ノ一端ヲ知ルノ便アルヲ以テ本月一日以降ノ発布ニ係ル分ヨリ其ノ項目ヲ逐次官報ヘ登載スル事ト為シ其ノ緊要ナル事項ニシテ一般ノ参照トナルヘキモノハ各適当ノ欄内ヘ其ノ要領ヲ掲載ス乃京都府外一府二県ニ於テ本月一日ヨリ同十六日マテニ発布セル府県令項目左ノ如シ〔以下の「府県令項目」の部分は省略〕

同記事では、上記の柱書きに続いて、京都府令（3件）、大阪府令（5件）、新潟県令（16件）、長崎県令（10件）、合計34件の府県令の件名等がリストアップされた。このようにして、『官報』に「府県令の項」の掲載が開始され、そこに「府県令項目」、すなわち府県令の件名、令規番号、公布年、公布月日が掲載されるようになった。

その後、明治19年12月7日付『官報』第1032号73頁（岐阜県外5県）、明治19年12月13日付『官報』第1037号130頁（埼玉県外4県）、明治19年12月21日付『官報』第1044号214頁 - 215頁（神奈川県外9県）、明治19年12月27日付『官報』第1049号284頁 - 285頁（京都府外1府18県）、明治20年1月18日付『官報』第1062号142頁 - 143頁（京都府外1府4県）、明治20年1月19日付『官報』第1063号156頁 - 157頁（埼玉県外11県）、明治20年1月21日付『官報』第1065号

178頁（青森県外9県）において逐次各府県令が掲載されたが、これらの「府県令の項」には沖縄県の県令は掲載されなかった。そうして、沖縄県の県令甲（後述のように『官報』の「府県令の項」に件名が掲載されている沖縄県令の類型は「県令甲」である。）が「府県令の項」に初めて掲載されたのは、明治20年1月22日付『官報』第1066号192頁であった。

なお、明治19年12月28日付『官報』第1050号までは「官庁事項」、「陸海軍事項」、「教育事項」、「衛生事項」、「農工商事項」および「雑事」はそれぞれ独立の欄であったが、明治20年1月4日付『官報』第1051号から掲載欄の構成が変更されたことにともない、「官庁事項」は「裁定」、「陸海軍」、「教育」、「衛生」、「農工商」および「雑事」という項目とともに「彙報」欄に位置づけられた。

②「府県令の項」の記事見出しについて

『官報』の「官庁事項」中に掲載された「府県令の項」の記事数は合計130件（そのうち2回に分載された記事が10件、3回に分載された記事が3件あるため、『官報』への延べ掲載回数は146回）である。この130件の記事のうち、「府県令の項」の見出し項目が、「府県令」と表記されているものが78件、「庁府県令」と表記されているものが44件、「県令」と表記されているものが8件である。

この「府県令の項」の見出し項目は、当初は、京都府令または（および）大阪府令の件名等が掲載されている場合には「府県令」、京都府令または大阪府令の件名等が掲載されず県令の件名等だけが掲載されている場合には「県令」と表示されていた。その後、明治20年8月6日付『官報』第1232号62頁に始めて、北海道庁令の件名（明治20年7月9日北海道庁令第75号「町名新設」）が掲載された。そうして、以後北海道庁令の件名が掲載される場合には、「府県令の項」の見出し項目が「庁府県令」と表示されるようになった。さらに、明治22年3月2日付『官報』第1699号17頁からは、警視庁の警察令の件名等も掲載されるようになった。なお、東京府令の件名等が「府県令の項」に掲載されるようになるのは、明治21年2月20日付『官報』第1389号194頁掲載の明治21年1月9日東京府令第1号「府会議員補欠選挙会」からである。

③「府県令の項」の記載内容の変遷

明治21年9月26日発行の『官報』第1574号の「府県令の項」までは、「○庁府県令 東京府外二府三十県ニ於テ去ル七月二十二日ヨリ去月十日マテ発布シタル府県令項目左ノ如シ」（『官報』第1574号260頁）というような柱書きの後に、庁府県令の件名、号数、公布月日、庁府県名の4項目が掲載されていた（念のために付言すれば、「府県令の項」には庁府県令の条文そのもの〔以下「条文テキスト」という。〕は掲載されていない）。

しかし、明治21年10月11日発行の『官報』第1587号117頁の「府県令の項」からは、柱書きの記載の仕方が、「○庁府県令 北海道庁外三府十三県ニ於テ去ル八月十一日ヨリ八月三十一日マテニ発布シタル庁府県令項目左ノ如シ（但シ項目ノ末括弧内ノ数字ハ号数ナリ）」というように変わり、庁府県令の件名、号数、庁府県名の3項目が掲載されるようになった。すなわち、号数は件名の下に（ ）書で示されるようになり、公布月日は掲載されなくなった。ただし、柱書きに記載されている公布月日の掲載範囲が二ヶ月以上にわたらない場合には、当該月が公布月であることになる。

④「府県令の項」の掲載打ち切り

明治23年8月中公布の庁府県令を掲載した明治23年11月10日付『官報』第2210号の「府県令の項」を最後に、『官報』における「府県令の項」の掲載は打ち切られた。ちなみに、明治23年12月中に発行された『官報』（明治23年12月1日付第2228号から同月27日付第2251号、ならびに同月18日付、21日付、25日付、27日付、28日付および31日付の各号外）には、「府県令の項」は掲載されていない。また、翌明治24年1月以降に発行された『官報』にも「府県令の項」は掲載されていない。したがって『官報』における「府県令の項」は、明治19年11月30日付『官報』第1062号から明治23年11月10日付『官報』第2210号までの間に随時掲載されているのである。

このように「府県令の項」は『官報』第2210号掲載分をもって打ち切られたのであるが、打ち切りの理由を知る手がかりになる記事は、『官報』には掲載されていない。「府県令の項」が『官報』に掲載された期間は、明治19年7月

20日公布勅令第54号「地方官官制」が制定されてから、この勅令が明治23年10月11日公布勅令第225号「地方官官制改正」によって全面改正されるまでの期間にはほぼ対応している¹⁹⁾。この地方官官制の全面改正が「府県令の項」の掲載打ち切りに影響を与えたのではなかろうか。この点の検討は今後の課題である。

(3) 「府県令の項」に掲載された沖縄県令について

「府県令の項」に沖縄県令が掲載されているのは、明治20年1月22日付『官報』第1066号から明治23年11月10日付『官報』第2210号までの合計55回である。前述のように「府県令の項」の記事数は合計130件であるので、沖縄県令が掲載された記事数は全体の記事数の約4割ということになる。

そうして、この55回にわたり「府県令の項」に件名等が掲載された沖縄県令は合計187件にのぼる。そのうち公布年月日が最も古いものは、明治19年12月2日の県令甲第36号「県令六号ノ禁止ヲ解ク」（後掲の【表6】の官1）であり、公布年月日が最も新しいものは、明治23年8月（日付不詳）の県令甲第26号「各役所長委任条件中改正」（後掲の【表6】の官187）である。

この187件の沖縄県令甲の年次別の令規番号と件数を整理すると、【表2】のとおりである。

【表2】「府県令の項」に掲載された沖縄県令甲の年次別令規番号と件数

年次	掲載されている県令甲の令規番号	件数
明治19年	36号、37号	2件
明治20年	1号～35号、37号～52号	51件
明治21年	1号～17号、19号～32号、34号～58号	56件
明治22年	1号～17号、20号～52号、55号、57号、58号	53件
明治23年	1号～24号、26号	25件
	合計	187件

他方、この【表2】によれば、上述の時間的掲載範囲（明治19年12月2日から明治23年8月中まで）に公布された沖縄県令甲であるが、「府県令の項」に掲載されなかったものが少なくとも9件ある²⁰⁾。これを表示すると、【表3】のとおりである。

【表3】「府県令の項」に掲載されなかった沖縄県令甲

公布年月日	類型	番号	件名	備考
明治20年 月 日	県令甲	36号	不詳	
明治21年 月 日	県令甲	18号	不詳	
明治21年 月 日	県令甲	33号	不詳	
明治22年 月 日	県令甲	18号	不詳	未到達のため不掲載。
明治22年 月 日	県令甲	19号	不詳	未到達のため不掲載。
明治22年10月30日	県令甲	53号	裁判課出張所ニ於テ為シタル軽罪裁判言渡取扱ノ件	未到達のため不掲載。『波照間』に条文テキストあり。A被87〔下巻附録6頁〕。
明治22年11月1日	県令甲	54号	明治21年11月第46号小学校設置区域定中改正ノ件	未到達のため不掲載。『波照間』に条文テキストあり。
明治22年11月13日	県令甲	56号	明治19年10月甲第21号役所長委任条件中改正ノ件	未到達のため不掲載。『波照間』に条文テキストあり。
明治23年 月 日	県令甲	25号	不詳	

『官報』は、明治22年県令甲第18号および第19号を「府県令の項」に掲載しなかった理由について、「沖縄県令第十八、十九ノ二号ハ未タ到達セサルヲ以テ之ヲ闕ク」と説明している（明治22年6月7日付『官報』第1780号70頁の「庁府県令」の柱書末尾の括弧書）。同様に、『官報』は、明治22年県令甲第53号、第54号および第56号を掲載しなかった理由について、「沖縄県令五三、五四及五六ノ三号ハ未タ到達セサルヲ以テ之ヲ闕ク」と説明している（明治23年1月14日付『官報』第1960号107頁の「府県令項目」末尾の備考）。他方、明治20年県令甲第36号、明治21年県令甲第18号、同年県令甲第33号および明治23年県令甲第25号の不掲載については、『官報』は特に言及していない。これらの不掲載もおそらく上記と同様の理由によるものであったと推定される。

なお、管見によれば、上記9件の沖縄県令甲のうち3件については、令規残存資料である『明治廿二年分 本県諸達及令達等級 波照間邑番所』¹⁰⁸によって、その公布月日、件名および当該県令の条文テキストを確認することができる。また、この3件のうち明治22年県令甲第53号については、既存の令規集である沖縄県知事官房文書係編『沖縄県令達類纂』（明治39年）（以下「明治39年版『令達類纂』」という。）の下巻巻末附録の廃止取消令達のリストにも件名が掲載されている。

この項の最後に、「府県令の項」に件名等が掲載された沖縄県令187件の規定内容に言及しておこう。上述した明治39年版『令達類纂』（上下2巻）は、沖

縄県令達を官規、制度、社寺、軍事、土木、教育、勸業、交通、警察、衛生、恤救、会計、統計、雑の14類に大別して収録している。この分類方法に依拠して、「府県令の項」に掲載された上記沖縄県令187件を、条文テキストが存在するものについてはその内容に従って、また条文テキストが確認されていないものについてはその件名を手がかりにして大別すると、官規21件、制度4件、社寺1件、軍事0件、土木1件、教育49件、勸業12件、交通6件、警察46件、衛生21件、恤救0件、会計6件、統計0件、雑11件であり、これらのほかに内容が不明な沖縄県令が9件である。掲載件数の多い分類について見ると、教育では小中学校や師範学校の設置や運営に係るもの、警察では保安や営業取締に係るもの、官規では役所長への委任事項に係るもの、衛生では衛生取締や伝染病に係るものが比較的多く含まれている。

(4) 「府県令の項」に掲載された沖縄県令の類型について

「府県令の項」は、掲載した沖縄県令の類型を、後掲【表6】の符号・整理番号官1から官171までについては「県令」と表記し、符号・整理番号官172以下については「県令甲」と表記している。

ところで、前述した明治19年7月20日公布の勅令第54号「地方官官制」は、第3条において「知事ハ部内ノ行政及警察業務ニ付其職権若クハ特別ノ委任ニ依リ法律命令ノ範囲内ニ於テ管内一般又ハ其一部ニ府県令ヲ発スルコトヲ得」と定めるとともに、第10条において「知事ハ庁中処務ノ細則ヲ設クルコトヲ得」と定めた。これを受けて、沖縄県知事は、明治19年9月7日に県令丙第1号「沖縄県庁則」を制定し、その第48条において「県令式並官庁ニ上申伺届及往復スル結文ノ文例等ハ附録第十一式ノ如シ」と定め、さらに「附録第十一式」の「県令文例」において、「県令式」に関するものとして、「沖縄県令甲号」、「沖縄県令乙号」、「沖縄県令丙号」、「沖縄県令丁号」、「沖縄県訓令」、「沖縄県訓示」、「沖縄県諭達」、「沖縄県告示」、「正誤」および「報告」の10種類の令規とその結文例を示した。さらに、明治19年12月11日の県令丙第17号によって、沖縄県庁則の「附録第十一式」に「沖縄県内訓」と「沖縄県達」との2類型が

追加された。このうち、「沖繩県令甲号」について、「県令文例」は「全管内一般ニ周知セシムル者ヲ（沖繩県令）〔ママ〕甲号トス」と説明した上で、「何、、、、スヘシ（或ハ）何、、、、之通相定ム（スヘシ）」という結文例を示している¹⁰⁴。明治19年県令丙第17号による改正後の沖繩県庁則所定の沖繩県令規の類型とその結文例を表示すると、【表4】のとおりである。

このように明治19年県令丙第1号によって「沖繩県令甲号」、「沖繩県令乙号」、「沖繩県令丙号」、「沖繩県令丁号」という県令の4類型が新に採用され、沖繩県における従前の令規の類型であった「布達甲」が廃止された¹⁰⁵。他方、明治19年県令丙第1号によって採用された沖繩県令のこの4類型の区分は、明治25

【表4】沖繩県庁則所定の沖繩県令規の類型と結文例（明治19年）

令規の名称	宛先	令規類型の説明	結文例
沖繩県令甲号		全管内一般ニ周知セシムル者ヲ（沖繩県令）〔ママ〕甲号トス	何、、、、スヘシ（或ハ）何、、、、之通相定ム（スヘシ）
沖繩県令乙号	役所	各役所連帯ニ達スル者ヲ（沖繩県令）〔ママ〕乙号トス	何、、、、スヘシ（又ハ）之通相定ム
沖繩県令丙号	各部	各部連帯ニ達スル者ヲ（沖繩県令丙号）トス	何、、、、スヘシ（又ハ）之通相定ム
沖繩県令丁号	何々 達ヲ受ケル 衙名若クハ 官氏名ヲ掲ク	一部若クハ一課乃至一役所等ノ一部分ニ達スル者ヲ（沖繩県令丁号）トス	何、、、、スヘシ（又ハ）之通相定ム
沖繩県訓令	何々 達ヲ受ケル 衙名若クハ官 氏名ヲ掲クヘシ	一事件ノ処分方等ヲ達スル者ヲ（沖繩県訓令）トス	何、、、、スヘシ（又ハ）之通取計フヘシ（又ハ）心得ヘシ
沖繩県訓示	何々 達ヲ受ケル 衙名若クハ官 氏名ヲ掲ク	法律規則ノ精神等ヲ解キ明ス者ヲ（沖繩県訓示）トス	何、、、、心得ヘシ（又ハ）何、
沖繩県諭達		人民ノ迷誤ヲ理解シ或ハ思想ヲ喚起勸諭スル者ヲ（沖繩県諭達）トス	何、、、、心得ヘシ云々
沖繩県告示		一時ノ告示周知ニ止ルモノヲ（沖繩県告示）トス	何、、、、
正誤		各令ノ正誤式	正誤 明治何年何月本県何第何号 中何、、、、
報告		報告式	沖繩県第何部何課第何回報告 何、、、、
沖繩県内訓	役所長殿	事ノ内密ヲ要スルカ又ハ特ニ役所長等へ指示スルモノヲ（沖繩県内訓）トス	、、、 右内訓ス
沖繩県達		官吏一般ニ関スル件即チ儀式等ヲ達スルモノヲ（沖繩県達）トス	、、、

資料：那覇市歴史博物館所蔵横内家文書『自明治十五年全二十一年 庁中諸回議並庁則ニ関スル部』所収の明治19年県令丙第1号および同年県令丙第17号。

年の上半期中には使用されなくなり、「県令」という名称に統一された¹⁰⁰。

それでは、「府県令の項」に掲載された官1から官171までの「県令」は、これらの新たに採用された県令の4類型のうちのいずれに該当するのであろうか。

この点を確認するために、まず、「府県令の項」に掲載された県令と令規番号が同一のものを比較することにしてしよう。明治20年代前半に沖縄県が公布・発令した県令乙、県令丙および県令丁で今日その件名や内容が確認できるものは極めて少数であるが、【表5】のような比較事例を示すことができる。この比較事例は、「府県令の項」に掲載された沖縄県令が県令乙・丙・丁以外のものである可能性を示唆している。

また、後掲の【表6】に示したように、「府県令の項」に件名等が掲載された県令のうち、沖縄県の既存の令達集・令規集や令規残存資料等によって条文テキストが確認できるものの令規類型は、例外なく「県令甲」である。さらに、「府県令の項」に掲載された沖縄県令の件名からは、これらの県令が「全管内一般二周知セシムル者」を内容としていると判断することが可能である。

したがって、前述のように「府県令の項」が符号・整理番号官1から官171までの令規類型を単に「県令」と表記しているのは正確ではなく、正しくは符号・整理番号官172以下と同じく「県令甲」であると考えられる。しかしながら、「府県令の項」が符号・整理番号官1から官171までの令規類型を単に「県令」と表記した理由は今のところ明らかではない。

【表5】「府県令の項」掲載の沖縄県令と同番号の沖縄県令乙・丙・丁の例示

「府県令の項」に掲載されている沖縄県令	左と同番号の県令甲以外の沖縄県令
明治20年1月12日県令第2号登記法当分実施セサル件（官4）	明治20年1月27日県令丙第2号庁則一部改正（横内家文書）
明治20年2月26日県令第14号宿屋取締規則（官16）	明治20年1月21日県令丁第14号半紙罫紙使用ノ件廃止（A 廃50）
明治20年4月25日県令第25号巡査交番所廃置（官27）	明治20年2月14日県令丁第25号護衛内則（A 420、B 439）
明治21年2月17日県令第7号尋常師範学校生徒数及薦挙方法（官60）	明治21年8月8日県令乙第7号寺院住職任免ノ際赴任退任届出方（A 167）
明治21年3月28日県令第12号違警罪目中改正（官65）	明治21年12月21日県令乙第12号安国寺住職交代ノ節寺格順序（A 175）
明治23年1月県令甲第1号役所長委任条件中削除挿入（官163）	明治23年1月25日県令乙第1号地方病取調様式（A 727、B 775、D 290）
明治23年1月県令第2号出生死去及寄留者届出ノ件（官164）	明治23年2月6日県令乙第2号梅毒患者届出様式改正（A 728、B 776、D 291）

(5)【表6】および【表7】について

(i) 次に、後掲の【表6】『官報』掲載沖縄県令件名等一覧表(以下「県令リスト」という。)について解説することにしてよう。

①掲載順と符号・整理番号

県令リストには、『官報』の「府県令の項」に掲載された沖縄県令の件名等を、年次ごとに、県令番号の若番順に表示し、作表の便宜と後日の引用の都合上、各県令には符号「官」と整理番号(1~187)を付した。

②公布年月日

符号・整理番号官1から官79までについては、「府県令の項」の記載内容から公布年と公布月日を確認することができるため、これらを県令リストに表示した。

符号・整理番号官80から官82まで、官85から官180までおよび官187については、「府県令の項」の記載内容から公布年と公布月を確認できるため、これらを県令リストに表示した。しかし、公布日は記載されていないため、県令リストの公布日部分は「00」と表示した。

符号・整理番号官83、官84および官181から官186までについては、「府県令の項」の記載内容に基づき公布年を県令リストに表示した。しかし、官83および官84については、「府県令の項」の柱書きに「八月二十二日から九月十日発布」と記載されているため、また官181から官186までについては、「府県令の項」の柱書きに「明治二十三年五、六両月中発布」と記載されているため、公布月を特定できないので、県令リストの公布月部分を「00」と表示した。さらに、官83、官84および官181から官186までについても、「府県令の項」に公布日が記載されていないため、県令リストの公布日部分は「00」と表示した。

③令規類型

前述のように「府県令の項」は、符号・整理番号官1から官171までの沖縄県令の類型を単に「県令」と表記しているが、正しくは符号・整理番号官172以下と同じく「県令甲」である。そこで、県令リストでは、官1から官171までの令規類型についても「県令甲」と表示した。

④令規番号

「府県令の項」に記載されている沖縄県令の令規番号をそのまま県令リストに表示した。

⑤県令の件名

「府県令の項」に記載されている沖縄県令の件名をそのまま県令リストに表示した。

⑥『官報』の発行年月日、号数、掲載頁

当該沖縄県令の件名等が掲載されている『官報』の発行年月日、号数および掲載頁を県令リストに表示した。

⑦見出し項目等

当該沖縄県令の件名等が掲載されている「府県令の項」の見出し項目を県令リストに表示した。また、符号・整理番号官80から官86までについては、「府県令の項」にその件名等が掲載された県令の公布月日の範囲を、符号・整理番号官87から官187までについては、「府県令の項」にその件名等が掲載された公布月を、それぞれ「府県令の項」の記載内容に基づき県令リストに表示した。

⑧備考

県令リストに表示した県令のうち、条文テキストが、沖縄県の既存の令達集・令規集によって確認できるものについては、筆者（青嶋）が別稿（注(1)参照）に掲載した一覧表で付した符号と整理番号を備考欄に表示した。令達集・令規集別の符号は以下のとおりである。

明治39年版『令達類纂』：符号A

沖縄県知事官房文書係編『沖縄県令達類纂』（帝国地方行政学会出版部、明治44年）：符号B

帝国地方行政学会編纂『沖縄県警察法規類典 全』（帝国地方行政学会、昭和10年）：符号D

同様に、条文テキストが、令規残存資料である『明治廿二年分 本県諸達書及令達等級 波照間邑番所』に収録されているものについては、備考欄に「『波照間』所収」と表示した。

さらに、条文テキストは収録されていないが、明治39年版『令達類纂』の下巻巻末附録の廃止取消令達のリストに件名が掲載されているものについても、筆者（青嶋）が別稿（これについても注(1)参照）で付した符号（A廃またはA被）と整理番号を備考欄に表示した。

そのうえで、以上の令達集・令規集や令規残存資料に記載されている令規類型と令規番号を〔 〕書きで表示した。

(ii) 最後に、後掲の【表7】（【表6】への補注）について触れておこう。【表7】には、以下の事項を表示した。

- (a) 【表6】の沖縄県令の公布月日が既存の令達集・令規集や令規残存資料等によって確認できるものについては、補注欄でこれを示した。
- (b) 【表6】の沖縄県令の件名の中に、沖縄県以外の令規の件名または番号が出てくるもののうち、当該他の令規の番号または件名を既存の令達集・令規集や令規残存資料で確認できるものについては、補注欄にこれを記載した。
- (c) 【表6】の沖縄県令の件名の中に、中央政府（国）の法令の件名または番号が出てくるものについては、当該法令の公布年月日・番号および件名を補注欄に記載した。

三 沖縄県令の中の学事関係規定の変遷

——特に小学校設置区域について——

ここでは、明治20年から明治23年に公布された沖縄県令の中から、学事関係規定、特に小学校設置区域に関する規定の変遷について見てみることにしたい。

なお、令規等の原文には句読点が少なく読みづらいので、令規等の引用にあたっては、引用者において句読点や中黒を挿入した。

(1)「小学校設置区域並校数」の制定

文部省は、明治13年12月28日の太政官布告第59号「教育令」第9条の趣旨に基づき、明治14年1月29日に文部省達第1号「小学校設置ノ区域並ニ校数指示方心得」を制定した。学区は、府知事や県令が設定することになった。

これにより、沖縄県は明治14年7月21日の沖縄県達甲第85号「本島五役所々轄小学校設置区域並校数」と、同年10月28日の沖縄県達甲第100号「各属島小学校設置区域並校数」を達した。

「 七月廿一日

○甲第八十五号

本島五役所々轄小学校設置区域並校数別紙之通相定候条此旨相達候事」

【『沖縄県史 第11巻資料編1 上杉県令関係日誌』339頁】

「 十月廿八日

○甲第百号

各属島小学校設置区域並校数左ノ通相定候条此旨相達候事」

【『沖縄県史 第11巻資料編1 上杉県令関係日誌』412頁】

『文部省第九年報』の「沖縄県年報」を見てみると、沖縄県令上杉茂憲は明治14年の学事年報で「学区ヲ区画シテ小学本分校ノ位置ヲ定メ」、学区区画の状況を「管内ヲ分割シテ七十学区トス、其本島ハ従来ノ形勢ニ拠リ一閭切ヲ以テ一学区トナス。独リ島尻地方兼城間切糸満村ハ戸数千余、人口五千五百余ノ村落ニシテ民皆漁ヲ業トシ、頗ル各村ト生計ヲ異ニスルニヨリ他ノ交際随テ密ナラサルヲ以テ、別ニ一学区ヲ置ク。其属島ハ、或ハ一島ヲ以テ一学区トシ、或ハ割テ数学区トス。蓋シ閭切ノ区画タル山川ノ位置、戸口ノ疎密、資財ノ饒乏、境域ノ広狭等、或ハ其宜キヲ得サルモノアリト雖、従来民情ノ在ル所、自ラ閭切ノ区分ニヨリ、百事趨舎ヲ異ニスルヲ以テ勢此ニ出テサルヲ得ス。各属島ノ如キニ至リテハ、両先島蔵元ノ在ル処及久米島ヲ除クノ外、点々散在遍ク其地ヲ踏ム能ハサルヲ以テ、之レカ区画ヲ施ス。亦或ハ宜キニ適セサルモノアリ、故ニ暫ク之レヲ仮設シ、当サニ他日ヲ俟テ漸次改良スル所アルヘキナリ」

と文部卿に進達している。

甲第85号と甲第100号で設定した学区の数は、70学区である。基本的には1間切で1学区とするが、兼城間切糸満村については、当時としては首里・那覇に次ぐ戸数・人口を有する村落であり、漁業を生業とし、他の農村とは生業を異にすることなどから別に1学区を設置してある。また、1島を1学区に設定したところや数学区に分割したところもあるという。

甲第85号と甲第100号の両達の原本は、現在確認することができないが、甲第85号の本島5役所所轄の小学校の設置区域は、那覇1、首里1、島尻16、中頭11、国頭10の39学区で、甲第100号の各属島の小学校の設置区域は、伊平屋島2、鳥島1、慶良間島2、渡名喜島1、粟国島1、久米島2、宮古島7、八重山島15の31学区であったと思われる。本島39学区と属島31学区を合わせて70学区ということになる。

(2)「小学校令」及び「小学校ノ学科及其程度」の公布

文部省は、明治13年の「教育令」を明治18年8月12日の太政官布告第23号によって改正し、教育の普及を進めてきたが、これに代えて明治19年4月10日に勅令第14号で「小学校令」を公布し、小学校を高等小学校と尋常小学校の2段階に分けて教育を行うこととした。

「小学校令

第一条 小学校ヲ分チテ高等、尋常ノ二等トス

第二条 小学校ノ設置区域及位置ハ、府知事・県令ノ定ムル所ニ拠ル

第三条 児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齡トシ、父母、後見人等ハ其学齡児童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス

第四条 父母、後見人等ハ、其学齡児童ノ尋常小学科ヲ卒業サル間ハ就学セシムヘシ。其就学ニ関スル規則ハ、文部大臣ノ認可ヲ経テ、府知事・県令ノ定ムル所ニ拠ル

第五条 疾病、家計困窮、其他止ムヲ得サル事故ニ由リ、児童ヲ就学セシムルコト能ハスト認定スルモノニハ、府知事・県令、其期限ヲ定メ

テ、就学猶予ヲ許スコトヲ得

第六条 父母、後见人等ハ、小学校ノ経費ニ充ツル為メ、其児童ノ授業料ヲ支弁スヘキモノトス。其金額ハ、府知事・県令ノ定ムル所ニ拠ル

第七条 寄付金及其他ノ収入金アリテ、小学校ノ経費ニ供スルトキハ、其収入及支出ノ方法ハ、府知事・県令ノ定ムル所ニ拠ル

第八条 授業料及寄附金等ヲ以テ小学校ノ経費ヲ支弁シ能ハサル場合ニ於テハ、区町村会ノ議決ニ依リ、町村費ヨリ其不足ヲ補フコトヲ得

第九条 小学校教員ノ俸給、旅費ハ、府知事・県令ノ定ムル所ニ拠ル

第十条 小学校資金ノ収入及支出ハ、其管理者ヨリ毎三箇月、府知事・県令ニ報告スヘシ

第十一条 小学校ニ属スル資産ノ管理ニ関スル規程ハ、府知事・県令ノ定ムル所ニ拠ル

第十二条 小学校ノ学科及其程度ハ、文部大臣ノ定ムル所ニ拠ル

第十三条 小学校ノ教科書ハ、文部大臣ノ検定シタルモノニ限ルヘシ

第十四条 私立学校ニ於テ、小学校ト均シキ普通教育ヲ児童ニ施サントスルモノハ、予メ府知事、県令ノ認可ヲ經ヘシ

第十五条 土地ノ情況ニ依リテハ、小学簡易科ヲ設ケテ尋常小学科ニ代用スルコトヲ得、但其経費ハ区町村費ヲ以テ支弁スヘシ

第十六条 小学簡易科教員ノ俸給ハ、地方税ヲ以テ之ヲ補助スルコトヲ得」

また、同令第12条により文部大臣は、明治19年5月25日に文部省令第8号「小学校ノ学科及其程度」を制定した。

「 小学校ノ学科及其程度

勅令第14号小学校令第十二条ニ基キ、小学校ノ学科及其程度ヲ定ムルコト左ノ如シ

小学校ノ学科及其程度

第一条 尋常小学校ノ修業年限ヲ四箇年トシ、高等小学校ノ修業年限ヲ四箇年トス（以下略）」

(3)「府県令の項」に掲載された学事関係の沖縄県令

この「小学校令」の公布に伴い、府知事・県令は、第2条により小学校の設置区域及び位置を、第4条により就学に関する規則を、第6条により授業料を、第7条により小学校の経費の収入及び支出の方法を、第9条により小学校教員の俸給及び旅費を、第11条により小学校の資産の管理に関する規程を定めなければならなかった。

「小学校令」及び「小学校ノ学科及其程度」に基づき、明治20年2月から明治23年に公布された学事関係の沖縄県令で、「府県令の項」に掲載された沖縄県令の公布年月日・号数・件名は、次のとおりである。

明治20年7月の甲第36号「尋常小学校設置区域校数及位置」と明治22年11月1日の甲第54号「小学校設置区域位置定中改正」は、「府県令の項」には欠落しているが、『明治廿二年分 本県諸達書及令達等綴 波照間邑番所』所収の沖縄県令甲第41号に「明治廿年七月沖縄県令甲第三十六号尋常小学校設置区域及位置定中属島之分別紙之通り改正ス」とあるのと、沖縄県令甲第54号の原文が確認できるので、これを補った。

明治21年沖縄県令甲第46号の公布年月日は、明治22年沖縄県令甲第49号に「明治廿一年十一月二日沖縄県令甲第四十六号小学校設置区域位置定」とあるので、公布月日の11月2日を補った。また、22年中の沖縄県令の公布年月日も同達書綴によって補った。

明治20年2月18日	甲第6号	小学校教員免許状並書換手数料
明治20年2月18日	甲第7号	小学簡易科教員免許規則追加
明治20年2月18日	甲第8号	小学簡易科教員免許状並書換手数料
明治20年2月24日	甲第11号	小学校授業生免許規則
明治20年2月24日	甲第12号	小学校授業生免許状並書換手数料
明治20年5月26日	甲第28号	小学校職員職制
明治20年5月26日	甲第29号	小学校長及訓導月俸額
明治20年7月1日	甲第35号	高等小学校設置区域及位置
明治20年7月 日	甲第36号	尋常小学校設置区域及位置

明治20年12月14日	甲第44号	授業生免許規則
明治20年12月14日	甲第45号	学力検定試験細則
明治20年12月14日	甲第46号	簡易科教員免許規則
明治20年12月14日	甲第47号	同許試験用図書
明治21年1月19日	甲第4号	学科程度実施方法
明治21年1月19日	甲第5号	小学簡易科教則
明治21年4月4日	甲第16号	小学校教員仮免許状授与規則
明治21年6月12日	甲第21号	二十年県令第六号中追加
明治21年9月 日	甲第35号	小学生徒出席旌表規則
明治21年 月 日	甲第37号	小学校学科程度実施方法中改定
明治21年 月 日	甲第38号	小学簡易科教則中改正
明治21年 月 日	甲第42号	小学校教科用図書参考用図書及配当表
明治21年 月 日	甲第43号	小学校教科用図書参考用図書及配当表
明治21年 月 日	甲第44号	本島高等小学校位置
明治21年11月2日	甲第46号	尋常小学校区域位置中改正
明治21年 月 日	甲第57号	小学尋常学区名称改正
明治22年4月 日	甲第21号	小学校位置区域中追加改正
明治22年4月19日	甲第23号	小学校生徒出席旌表規則中正誤
明治22年4月19日	甲第24号	小学校授業料
明治22年8月14日	甲第36号	学校設置廃止規則改定
明治22年9月13日	甲第39号	小学校設置区域表中改正
明治22年9月19日	甲第40号	高等小学校設置区域及位置定中改正
明治22年9月19日	甲第41号	尋常小学校設置区域及位置定中改正
明治22年10月3日	甲第42号	小学校普通体操法参考書制定
明治22年10月 日	甲第43号	小学校学科及程度実施方法中但書追加
明治22年10月4日	甲第44号	小学校設置区域位置定表中編入更正
明治22年10月15日	甲第49号	小学校設置区域位置定表中編入改正
明治22年11月1日	甲第54号	小学校設置区域位置定表中改正

- 明治23年 月 日 甲第13号 公立小学校資産管理規程
- 明治23年 月 日 甲第19号 小学校設置区域定表中更正
- 明治23年 月 日 甲第21号 小学校学科及其程度実施方法中追加
- 明治23年 月 日 甲第22号 小学簡易科教員並ニ小学校尋常科授業生免許規則改正
- 明治23年 月 日 甲第23号 小学校教員仮免許状授与規則改正

(4) 高等小学校及び尋常小学校の「設置区域校数及位置」の制定

明治19年4月10日の勅令第14号「小学校令」の第1条「小学校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス」により、これまでの小学校を高等小学校と尋常小学校に分けるため、沖縄県は明治20年7月1日に沖縄県令甲第35号「高等小学校設置区域校数及位置」及び同年同月沖縄県令甲第36号「尋常小学校設置区域校数及位置」を公布した。

両県令の原文は未確認であるが、石垣市立石垣小学校で保管する『八重山島大川尋常小学校沿革誌』には、県令甲第35号と県令甲第36号について次のように記している。

「明治二十年

同年七月本県令甲第三十五号ヲ以テ高等小学区ヲ定ム。本島ヲ以テ第十五高等小学区トス

同年七月本県令甲第三十六号ヲ以テ八重山島全島尋常小学設置区域ヲ定ム。即チ石垣南・石垣東・石垣北・石垣西・竹富・小浜・黒島・新城・古見・上原・西表・崎山・鳩間・波照間・与那国ノ十五区ナリ」

(5) 明治21年の小学校設置区域位置定の改正

明治22年10月25日の『官報』第1898号253頁に掲載された明治21年の沖縄県の「学事年報摘要」の中で、規則等の制定や学区について、次のように記述されている。

「本年中教育上施行セシ事務ノ要領ヲ摘挙スレハ、小学校学科及程度実施

方法、小学簡易科教則、小学校並ニ簡易科教則取扱心得、小学校教科用図書並ニ参考用図書撰定、同各学科授業要旨、小学校教員仮免状授与規則、同試験委員選定方法、小学校設置区域、中学校師範学校諸規則、師範学校附属小学校教則、師範学校生徒人員数及薦挙方法、同卒業生服務細則、派遣留學生規則ヲ定メ〔中略〕

学区ハ六十区ニシテ前年ヨリ八区ヲ減セリ。其減少セル所以ハ教育ノ進歩ニ伴ヒ學費モ其額ヲ増スカ故ニ、区域近接シ風俗人情相同シク、又地勢平坦ニシテ、児童ノ通學ニ影響ヲ及サ、ル箇所ハ其区域ヲ廣大ニシ、永遠維持方ヲ鞏固ナラシメンカタメニ学区ヲ一学区ニ合併セシモノ三、三学区ヲ一学区ニ合併セシモノ一、四学区ヲ一学区ニ合併セシモノ一アリシニ因ル。尚ホ漸次便否ヲ審査シ改正スル所アラントス。〔以下省略〕

学区が前年よりも8学区減少した。これは2学区を1学区に合併したものが2か所、つまり玉城学区と具志頭学区を合併して玉頭学区とし、大里学区と南風原学区を合併して大南学区とし、佐敷学区と知念学区を合併し佐知学区としたものである。また、3学区を1学区に合併したものは1か所で、兼城学区と東風平学区、そして糸満学区の3学区を合併して兼東学区としたものである。それから、4学区を1学区に合併したものは1か所で、高嶺学区、真壁学区、喜屋武学区、摩文仁学区の4学区を合併して文喜学区にしたものである。これによって、8学区が減少して60学区となった。

学区の名称は、それぞれの頭文字を取って命名したが、文喜学区は摩文仁の「文」と喜屋武の「喜」を取ったものである。

小学校の新設は、高等小学校が5校である。これは那覇高等小学校・首里高等小学校・島尻高等小学校・中頭高等小学校・八重山高高等小学校の5校であり、宮古島の平良高等小学校は平良尋常小学校に併置している。

これらのことから、明治21年の甲第44号と甲第46号の両県令の原文は、まだ確認されていないが、沖縄県令甲第44号「本島高等小学校位置」は、明治20年7月1日の沖縄県令甲第35号「高等小学校設置区域及位置」の本島の高等小学校の位置について、明治21年11月2日の沖縄県令甲第46号「尋常小学校区域位

置中改正」は、同じく明治20年7月の沖縄県令甲第36号「尋常小学校設置区域及位置」を改正したものであろう。

明治21年12月2日の沖縄県令甲第57号「小学尋常学区名称改正」は、原文は未確認であるが、各小学校の100周年記念誌等に収録された沿革により、糸満・兼城・東風平の3学区を統合して兼東学区に、真壁・高嶺・喜屋武・摩文仁の4学区を統合して文喜学区に、玉城・具志頭の2学区を統合して玉頭学区に、大里・南風原の2学区を統合して大南学区に、佐敷・知念の2学区を佐知学区に名称を変更していることを知ることができる。

(6) 明治22年の小学校設置区域位置定の改正

明治22年4月の沖縄県令甲第21号「小学校位置区域中追加改正」は、『明治廿二年分 本県諸達書及令達等級 波照間邑番所』に原文が欠落しているので、どの小学校の位置・区域が追加され、改正されたかは不明である。

那覇市歴史博物館所蔵の「横内家文書」にある「島尻郡南風原間切番所所轄一覧表」の学校の欄には、「大南尋常小学校」の設置年月日が「明治二十二年十一月十七日」と記され、そして所在地は「大里間切島袋村」とある。同じく「島尻郡大里間切番所所轄一覧表」にも「明治二十二年十一月」と見える。

しかしながら、この明治22年11月17日より前に公布された9月13日の沖縄県令甲第39号に、次のように記している。

「沖縄県令甲第三十九号

明治廿一年十一月二日沖縄県令甲第四十六号小学校設置区域表中大南学区尋常科位置ノ欄内大里間切（南風原村）トアルヲ大里間切（島袋村）ト改正ス

明治二十二年九月十三日

沖縄県知事丸岡完爾」

〔『明治廿二年分 本県諸達書及令達等級 波照間邑番所』〕

明治21年11月2日の沖縄県令甲第46号の「小学校設置区域」表中の大南学区の尋常科の位置を「大里間切南風原村」から「大里間切島袋村」に改正している。

ということは、大里尋常小学校と南風原尋常小学校を合併して設置した大南尋常小学校の設置の根拠となる令達が、沖縄県令甲第39号ということになる。

明治22年9月19日の沖縄県令甲第40号「高等小学校設置区域及位置定中改正」で、明治20年7月の沖縄県令甲第35号の「高等小学校設置区域定」中の属島分を別紙のとおりに改正した。

〔沖縄県令甲第四十号

明治廿年七月沖縄県令甲第三十五号高等小学校設置区域及位置定中属島之分別紙之通り改正ス

明治二十二年九月十九日

沖縄県知事丸岡完爾

(別紙)

各属島高等小学校設置区域校数位置				
	校名	位置	区域	校数
第六高等小学校	久米島高等小学校	仲里間切真謝村	久米島一円	一
第七高等小学校	宮古島高等小学校	砂川間切西里村	宮古島一円	一
第八高等小学校	八重山島高等小学校	大浜間切大川村	八重山島一円	一

〔明治廿二年分 本県諸達書及令達等綴 波照間邑番所〕

明治20年7月の沖縄県令甲第35号で、八重山島（または石垣島）が「本島ヲ以テ第十五高等小学区トス」としていたのを、現実的にその数を減らし、八重山島を一円とする「第八高等小学校」で、校名を「八重山島高等小学校」と改正している。

明治22年9月19日の沖縄県令甲第41号「尋常小学校設置区域及位置定中改正」で、明治20年7月の沖縄県令甲第36号の「尋常小学校設置区域及位置定」中の属島分を別紙のとおりに改正した。

〔沖縄県令甲第四十一号

明治廿年七月沖縄県令甲第三十六号尋常小学校設置区域及位置定中属島之分別紙之通り改正ス

明治二十二年九月十九日

沖縄県知事丸岡完爾

(別紙)

地名	各 属 島 小 学 尋 常 簡 易 科 及 分 校 設 置 区 域								
	尋 常 科		分 校		簡 易 科		分 校		校 数
	位 置	区 域 村 名	位 置	区 域 村 名	位 置	区 域 村 名	位 置	区 域 村 名	
伊平屋島	伊平屋学区				伊平屋島伊是名村	伊是名村勢理客村 諾見村仲田村			一
	伊是名学区				今島島尻村	野甫村島尻村 我喜屋村田名村			一
島島	島島学区				島島	出			一
渡良間島	渡嘉敷学区				渡嘉敷間切 渡嘉敷村	渡嘉敷村小嶺村 阿波連村前村			一
	座間味学区				座間味間切 座間味村	座間味村阿嘉村 慶留間村阿佐村 阿良村			一
波名喜島	波名喜学区				波名喜島桃原村	桃原村			一
粟国島	粟国学区				粟国島東村	浜東村 東西村			一
久米島	東学区	仲里間切 真謝村	字江城村比厚定村 阿嘉村真謝村宇根 村謝名堂村比嘉村		仲里間切 島尻村	島尻村			四
		全間切 儀	島尻村儀間村山城 村嘉手劫村		全間切 比屋定村	阿嘉村比屋定村 字江城村			
西学区	西学区	具志川間切 西路村	仲村渠村具志川村 仲地村山里村土江 洲村西銘村大田村 兼城村		具志川間切	仲村渠村			二
					仲村渠村	具志川村			二
宮古島	平良学区	砂川間切西里村	西里村下里村東仲 宗根村西仲宗根 荷川取村久貝村 松原村		砂川間切西里村	西里村下里村東仲 宗根村西仲宗根村 荷川取村久貝村 松原村			二
	下地学区	下地間切与那覇村	川崎村上地村 洲鐘村嘉手苜村 与那覇村来間村						一
西辺学区	新里学区	砂川間切新里村	宮国村砂川村 新里村友利村 野原村				砂川間切 野原村	野原村	二
	城辺学区	砂川間切福里村	保良村新城村 福里村比嘉村 長間村						一
伊良部学区	伊良部学区	平良間切狩保村 全大浦村	狩保村島尻村 大浦村西原村						二
	伊良部学区	下地間切国仲村	伊良部村国仲村仲 地村佐和田村長浜 村池間村前里村				平良間切 池間村	池間村 前里村	二
多良間学区	多良間島仲筋村	仲筋村塩川村 水納村							一
石垣南学区	石垣南学区	大浜間切大川村	新川村石垣村 大川村登野城村		大浜間切平得村	平得村真栄里村 大浜村			一
	石垣東学区				宮良間切白泉村	宮良村白保村 盛山村桃里村			一
石垣西学区	石垣西学区				石垣間切白平村	川平村			一
竹富学区	竹富学区				石垣間切竹富村 ノ内 玻璃真	竹富島			一
小浜学区	小浜学区				宮良間切小浜村	小浜島			一
黒島学区	黒島学区				石垣間切黒島村 ノ内 富里	黒島			一
西表学区	西表学区				大浜間切西表村 ノ内 祖納	西表村			一
波照間学区	波照間学区				大浜間切波照間 村ノ内 名志	波照間島			一
与那国学区	与那国学区				与那国島ノ内 祖納	与那国島			一

〔明治廿二年分 本県諸證書及全達等綴 波照間島番所〕

明治22年10月4日の沖縄県令甲第44号「小学校設置区域位置定表中編入更正」で、明治21年11月の沖縄県令甲第46号「尋常小学校区域位置中改正」の兼東学区簡易科分校である兼東簡易小学校糸満分校を簡易科に改め、糸満簡易小学校とし、那覇学区に那覇簡易小学校と泊簡易小学校を編入した。

「沖縄県令甲第四十四号

客年十一月沖縄県令甲第四十六号小学校設置区域位置定表中那覇学区簡易科ノ部へ左記甲印ヲ編入シ兼東学区簡易科分校ノ部（兼城間切糸満村糸満村）ノ十字ヲ削除シ簡易科ノ部ヲ乙印ノ通改正ス

明治廿二年十月四日

沖縄県知事丸岡完爾

甲印	簡易科	
	位置	区域村名
	若狭町村	西村東村泉崎村若狭町村 久米村久茂地
	泊村	泊村

乙印	簡易科	
	位置	区域村名
	兼城間切座波村	兼城村照屋村座波村 賀数村武富村阿波根村 潮平村波平村
	全間切糸満村	糸満村

〔明治廿二年分 本県諸達書及令達等綴 波照間邑番所〕

これを「小学尋常簡易科及分校設置区域」の表に組み入れて見ると次のようになる。

地名	学区名称	小学尋常簡易科及分校設置区域						校数	
		尋常科		分校		簡易科			分校
		位置	区域村名	位置	区域村名	位置	区域村名	位置	区域村名
那覇島尻地方	那覇学区					若狭町村	西村東村泉崎村 若狭町村久米村 久茂地		
	兼東学区					泊村	泊村		
						兼城間切座波村	兼城村照屋村 座波村賀数村 武富村阿波根村 潮平村波平村	兼城間切座波村	糸満村
						全間切糸満村	糸満村		

明治22年10月15日の沖縄県令甲第49号「小学校設置区域位置定表中編入改正」で、明治21年11月2日の沖縄県令甲第46号「尋常小学校区域位置中改正」の簡易科の部に、小祿学区、豊見城学区、真和志学区の簡易科の位置と区域村名を編入して、小祿簡易小学校、豊見城簡易小学校、真和志簡易小学校を設置する

ことにした。

「沖縄県令甲第四十九号

明治廿一年十一月二日沖縄県令甲第四十六号小学校設置区域位置定表中簡易科之部小禄学区へ左記甲印、豊見城学区へ乙印、真和志学区へ丙印ヲ編入シ、該表中校数ノ欄内各一トアルヲ（二）ト改ム

明治廿二年十月十五日

沖縄県知事丸岡完爾

簡易科		区域村名			
位置	区域村名	位置	区域村名	位置	区域村名
甲	小禄間切当間村	小禄間切当間村	田原村	堀川村	川城村
		儀間村	湖城村	金当村	城間村
		赤嶺村	安次嶺村	具志宮村	志原村
		大嶺村	具志宮村	具志宮村	志原村
		高良村	松川村	宇栄原村	志原村
乙	豊見城間切豊見城村	豊見城村	我那覇村	名嘉地村	地波村
		田頭村	宜保村	伊良波村	波田村
		座安村	渡橋村	保栄村	保茂村
		渡嘉敷村	翁長村	保栄村	茂安村
		高嶺村	平良村	高安村	堂部村
		饒波村	金良村	長堂村	根差部村
		嘉数村	真玉橋村	仲井間村	根差部村
丙	真和志間切上間村	識名村	上古波村	与儀村	久松村
		国場村	古波里村	天久村	松川村
		牧志村	安里村	比嘉村	松川村
		安謝村	真嘉比村	松川村	松川村

[[明治廿二年分 本県諸達書及令達等綴 波照間邑番所]]

これを「小学校尋常簡易科及分校設置区域位置定」の表に入れてみると、次のようになるのではないかと考える。

地名	小学尋常簡易科及分校設置区域								
	学区名称	尋常科			分校		簡易科		分校校数
		位置	区域村名		位置	区域村名	位置	区域村名	
島	小禄学区	小禄間切当間村	小禄間切当間村	田原村	堀川村	小禄間切当間村	田原村	堀川村	二
尻地	豊見城学区	豊見城間切豊見城村	豊見城村	我那覇村	名嘉地村	豊見城村	我那覇村	名嘉地村	二
			田頭村	宜保村	伊良波村	座安村	渡橋村	名嘉地村	
方	真和志学区	真和志間切上間村	識名村	上古波村	与儀村	識名村	上古波村	与儀村	二
			国場村	古波里村	天久村	牧志村	安里村	比嘉村	

明治22年11月1日の沖縄県令甲第54号「小学校設置区域位置定表中改正」で、明治21年11月2日の沖縄県令甲第46号「小学校設置区域定」中の佐知学区の尋

常小学校の位置を「佐敷間切与那嶺村」から「佐敷間切佐敷村」に改めた。

〔沖縄県令甲第五十四号

客年十一月県令甲第四十六号小学校設置区域位置定中佐知学区尋常小学校位置佐敷間切与那嶺村ハ佐敷間切佐敷村ニ改ム

明治廿二年十一月一日

沖縄県知事丸岡完爾

〔『明治廿二年分 本県諸達書及令達等綴 波照間邑番所』〕

(7) 明治23年の小学校設置区域位置定の改正

明治24年12月10日の『官報』第2535号119頁に「学事年報摘要 沖縄県」が掲載されており、明治23年の沖縄県学事の概況が次のように記されている。

〔学区ハ高等八、尋常五十五、簡易百六ニシテ、前年ヨリ尋常一、簡易十三ヲ増セリ。〔中略〕

小学校ハ皆公立ナリ、本年中新設スルモノ高等科一、尋常科一、分教場四、簡易科二十、合併セシモノ尋常科六トス。其合併セシハ、各校舎近接シ、児童通学上ニ不便ナキモノハ資力ヲ一校ニ合セ、維持鞏固ナラシメンカタメナリ。現在小学校数ハ百七、内、高等科八、尋常科五十、同分教場四、簡易科四十五ニシテ、前年ヨリ高等科一、簡易科二十ヲ増シ、尋常科四ヲ減シ、同分教場四ヲ増シ、差引二十一ノ増加ナリ。〔以下省略〕

明治23年の沖縄県令甲第19号「小学校設置区域定表中更正」の原文は未確認であるが、各小学校の100周年記念誌等に収録された沿革により、文喜・玉頭・佐知学区の更正を行っていることを知ることができる。

学校区域が真壁・高嶺・喜屋武・摩文仁の4間切を一円とする文喜学区の尋常小学校及び分校が定められ、各間切に設置されていた簡易小学校は廃止され、文喜尋常小学校と文喜尋常小学校高嶺分校、文喜尋常小学校喜屋武分校が設置されることになった。

(8) 新たな「小学校令」に基づく「高等尋常小学校同分校設置区域及位置」の
制定

明治23年10月7日の勅令第215号で新たな「小学校令」が公布され、明治19年の勅令第14号「小学校令」その他は新たな「小学校令」が施行された府県においてはその施行の時期からすべて廃止された。しかしながら、この新たな「小学校令」は、附則の第93条に「本令ハ市制町村制ヲ施行シタル府県ニ施行スルモノトス其施行ノ時期ハ府県知事ノ具申ニ依リ文部大臣之ヲ定ム」とあり、市制町村制の施行されていない沖縄県には適用されなかった。ということは、沖縄県においては明治19年の「小学校令」がそのまま適用されていたということになる。

明治25年4月29日には、勅令第40号「市制町村制ヲ施行セサル地方ノ小学教育規程」が公布され、第1条に「明治二十三年勅令第二百十五号小学校令中、小学校ノ設置、小学校ニ関スル府県郡ノ負担並郡視学・学務委員・区長及其代理者ニ関スル条規ヲ除キ、其他ノ条規ハ市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テ左ノ例ニ依リ之ヲ施行ス」とした。

明治25年6月15日には、小学校令実施取調委員（委員長、尋常師範学校校長児玉喜八）8人が任命され、その実施に向けての取り調べがなされた。

このことが明治25年6月28日の『官報』第2699号300頁に次のように記されている。

「○小学校令実施取調委員 沖縄県ニ於テハ、本月十五日尋常師範学校校長児玉喜八ニ小学校〔ママ〕実施取調委員長ヲ、尋常師範学校教諭園田定太郎、属横内扶、山内弘、尋常師範学校訓導橋量、梶浦濟、首里高等小学校長中島左一郎、那覇高等小学校長山城一二同委員ヲ命セリ（沖縄県）」

明治26年3月21日に沖縄県令第5号「市制町村制ヲ施行セサル地方ノ小学教育規程施行ノ件」が公布され、新たな「小学校令」が同年4月1日から沖縄県にも施行されるようになった。

そして、同年3月31日に沖縄県令第15号「高等尋常小学校同分校設置区域及位置」が公布され、明治20年の沖縄県令甲第35号「高等小学校設置区域校数及

位置」と同甲第36号「尋常小学校設置区域及位置」に代わって、明治26年4月1日から実施された。

四 おわりに

以上本稿では、『官報』の「府県令の項」に掲載された沖縄県令について検討し、その件名等の情報を整理して県令リストとして紹介するとともに、そこに掲載されている学事関係の沖縄県令のうち小学校の設置区域・校数・位置に関する規定の変遷について、令規残存資料である『明治廿二年分 本県諸達書及令達等級 波照間邑番所』を利用して検討してきた。

本稿で紹介した「府県令の項」には沖縄県令の条文テキストが掲載されていないため、それ自体の資料的価値はさほど大きくないと言わざるを得ない。しかし、沖縄県令のうち明治20年代前半に公布・発令されたものについては不明なものが多いので、『官報』掲載の沖縄県令の件名等は、本稿の三で考察を試みたように既存の令達集・令規集や令規残存資料等によって条文テキストが判明している県令の改廃の変遷を辿る際の手がかりとなるとともに、今後その条文テキストを探索していくうえでも重要な手がかりを与えてくれるものと思われる。

注

- (1) 本稿の一方の共著者（青嶋）は、このような基礎作業として、沖縄県の戦前のいくつかの令規集とその収録令規について紹介と検討を行ってきた。また、本稿の他方の共著者（金城）は、沖縄県の戦前の令規に関する公式記録の発掘と残存状況の把握に関心を寄せてきた。前者（青嶋）の研究成果として、「明治39年版『沖縄県令達類纂』（上下巻）所収令達一覧」（『社会科学論集』44号、2006年）243 - 275頁、「明治39年版『沖縄県令達類纂下巻』巻末「附録」掲載廃止・取消令達一覧」（『社会科学論集』45号、2007年）229 - 243頁、「明治44年版『沖縄県令達類纂（上下巻）』所収令達一覧」（『社会科学論集』45号、2007年）245 - 279頁、「『沖縄県町村諸規程』

(横内家文書)とその収録令達について」(『愛知教育大学研究報告(人文・社会科学編)』57輯、2008年)131-139頁、「『沖縄県警察法規類典 全』とその収録令規について」(『社会科学論集』46号、2008年)331-360頁、および『『沖縄県令類纂(上下巻)』所収令達一覧 合冊版』(2005年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(A)「沖縄近代法の形成と展開——沖縄の特殊性と普遍性——」研究成果報告書別冊・資料集2、2006年)を参照。また後者(金城)の研究成果として、「近代沖縄における戸籍制度の一端——宮古・八重山の戸籍事務管掌者の認印と職印について——」(『浦添市立図書館紀要』15号、2004年)1-25頁、「令規等に見る近代の沖縄県及び市町村の廃置分合並びに県庁・役所・番所・役場の設置位置」(『よのつち 浦添市文化部紀要』3号、2007年)1-22頁を参照。

- (2) 内閣官報局編・原書房復刻版『法令全書』第16巻ノ1(明治16年)385頁。
- (3) 同書316頁。
- (4) 近藤金廣『官報創刊前後』(原書房、1978年)173頁は、『官報』創刊に当たって「文書局では、……『官報掲載事項ノ報告ニ関スル注意書』、『官報報告主任官ノ注意事項』、『急速報道スベキ事項』などの参考資料を配り、……関係者の啓蒙に務めた」と記述しており、大蔵省印刷局編『官報百年のあゆみ』(同局、1983年)36頁にも同趣旨の記述があるが、これらの参考資料については未見である。なお、明治18年12月に太政官が廃止され内閣制度が創設されたことにともない、官報の発行は内閣官報局の所管となった(明治18年12月24日内閣達第76号)。
- (5) 『沖縄県下甲乙丙丁号達』(沖縄県沖繩史料編集所編『沖縄県史料近代3』)所収、沖縄県教育委員会、1980年)374頁-375頁。
- (6) 同書375頁、沖縄県知事官房文書係編『沖縄県令達類纂上巻』(明治39年)25頁[A32]。
- (7) 明治16年達丙第42号および同年達丙第43号の発令については、「沖縄県日誌」(琉球政府編『沖縄県史第11巻資料編1 上杉県令関係日誌』)所収、琉球政府、1965年)703頁にも記述がある。
- (8) 内閣官報局編・原書房復刻版『法令全書』第16巻ノ1(明治16年)316頁。
- (9) 同書385頁。
- (10) 内閣官報局編・原書房復刻版『法令全書』第18巻ノ2(明治18年)達の部1052頁。
- (11) 前者の勅令については内閣官報局編・原書房復刻版『法令全書』第19巻ノ1(明治19年)勅令の部284-290頁、後者の勅令については同書第23巻ノ2(明治23年)勅令の部467-474頁参照。
- (12) 【表2】によれば、明治19年中に公布された沖縄県令甲は、少なくとも37号まで存在したことを確認できる。ところで、後掲【表6】の符号・整理番号官131の明治22年4月県令甲第24号「小学校授業料」の原文は、令規残存資料である【明治廿

二年分 本県諸達及令達等綴 波照間邑番所』に収録されているが、その原文中には「但明治十九年県令甲第四十四号ノ達ハ取消ス」との条項がある。これによれば、明治19年中に公布された県令甲はさらに第38号から第44号まで存在した可能性があり、かつ、これらについては「府県令の項」に件名等が掲載されなかったことになる。

- (13) 財団法人沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室が複製本を所蔵している。
- (14) 明治19年県令丙第1号「沖縄県庁則」および同年県令丙第17号は、那覇市歴史博物館所蔵横内家文書『自明治十五年至全二十一年 庁中諸回議並庁則ニ関スル部』に収録されている。
- (15) 明治16年1月4日達丙第1号「各課職制事務章程並庁則」中の「沖縄県庁則」に付属する「達番号書式」によれば、「人民直達ノ分」である「甲第 号」（布達）、「施政上ニ属スル分」である「乙第 号」（達）（役所、村役場、番所、蔵元宛て）、「丙第 号」（達）（課署掛、役所、村役場、番所宛て）および「丁第 号」（達）（一部或ハ二三部ニ達スルモノ）、「番外第 号」（諭達）、「告第 号」（告示）ならびに「沖縄県何課報告第 号」という7種類の令規の区分が示されている（前掲『沖縄県下甲乙丙丁号達』358頁 - 359頁）。
- (16) この点は、明治39年版『令達類纂』および明治44年版『令達類纂』に収録されている明治24年および明治25年に公布された令規の種類の名称の変化から推定できる。しかし、このような令規類型の変更を定めた沖縄県の令規自体については、今のところ確認できていない。ただし、明治25年8月19日付『官報』第2744号177-178頁掲載の「公文発布数」と題する記事中で、沖縄県における明治25年上半年期の公文発布数のうち訓令の件数について「訓令八十九件」と記述した後に、「庁則改正ニ係ル県達ハ之ニ包含ス」という割注を付しているので、上記の令規類型の変更は沖縄県庁則の改正が行われたことによるものと推定できる。

[付記]

1. 本稿の執筆に際しては、沖縄大学図書館および名古屋大学附属図書館が所蔵する『官報』の原紙を閲覧した。
2. 本稿の執筆については、一、二および四を青嶋が、三を金城が担当した。また、県令リストとその補注は青嶋と金城の協働作業によるものである。
3. 本稿は、2005～2008年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）「沖縄近代法の形成と展開——沖縄の特殊性と普遍性——」（研究課題番号17203003、研究代表者沖縄大学教授田里修）による研究成果の一部である。

【表6】『官報』掲載沖縄県令件名等一覧表

符号	整理番号	公布年月日	令規類型	令規番号	県令甲の件名	官報発行年月日	官報号数	官報掲載頁	官報の見出し項目等	備考
官	1	明治19/12/02	県令甲	第36号	県令六号ノ禁止ヲ解ク	明治20/01/22	1066号	192頁	「府県令」	
官	2	明治19/12/22	県令甲	第37号	養豚規則中改正	明治20/01/22	1066号	192頁	「府県令」	
官	3	明治20/01/07	県令甲	第1号	十九年県令二十七号ノ禁止ヲ解ク	明治20/02/01	1074号	4頁	「府県令」	A49 (県令甲1号)
官	4	明治20/01/12	県令甲	第2号	登記法当分実施セサル件	明治20/02/01	1074号	4頁	「府県令」	
官	5	明治20/01/17	県令甲	第3号	十九年内務省令九号ハ当分施行セサル件	明治20/02/17	1087号	158頁	「府県令」	
官	6	明治20/01/29	県令甲	第4号	伝染病ニ罰〔ママ〕リ死没シタル者埋葬後満七年ヲ経過セハ改葬洗骨ヲ許ス件	明治20/02/17	1087号	158頁	「府県令」	
官	7	明治20/02/17	県令甲	第5号	郵便局所在地ヨリ各離島へ往復スル船舶ハ出帆三日前其地郵便局へ届出ツヘキ件	明治20/03/17	1111号	173頁	「府県令」	
官	8	明治20/02/18	県令甲	第6号	小学校教員免許状並書換手数料	明治20/03/17	1111号	173頁	「府県令」	
官	9	明治20/02/18	県令甲	第7号	小学簡易科教員免許規則追加	明治20/03/17	1111号	173頁	「府県令」	
官	10	明治20/02/18	県令甲	第8号	小学簡易科教員免許状並書換手数料	明治20/03/17	1111号	173頁	「府県令」	
官	11	明治20/02/22	県令甲	第9号	十九年県令五号改正	明治20/03/17	1111号	173頁	「府県令」	
官	12	明治20/02/23	県令甲	第10号	那覇港取締規則中改正	明治20/03/17	1111号	173頁	「府県令」	
官	13	明治20/02/24	県令甲	第11号	小学校授業生免許規則	明治20/03/17	1111号	173頁	「府県令」	
官	14	明治20/02/24	県令甲	第12号	小学校授業生免許状並書換手数料	明治20/03/17	1111号	173頁	「府県令」	
官	15	明治20/02/26	県令甲	第13号	道路掃除規則廃止等ノ件	明治20/04/22	1141号	218頁	「府県令」	A485 (県令甲13号)
官	16	明治20/02/26	県令甲	第14号	宿屋取締規則	明治20/04/22	1141号	218頁	「府県令」	
官	17	明治20/02/26	県令甲	第15号	違警罪目追加	明治20/04/22	1141号	218頁	「府県令」	
官	18	明治20/03/03	県令甲	第16号	久米島宮古島八重山島役所長委任条件追加	明治20/04/22	1141号	218頁	「府県令」	
官	19	明治20/03/25	県令甲	第17号	屠獸並獸肉販売取締規則中改正	明治20/04/25	1143号	243頁	「府県令」	
官	20	明治20/03/28	県令甲	第18号	役所長職制中刪除	明治20/04/25	1143号	243頁	「府県令」	
官	21	明治20/03/28	県令甲	第19号	主取頭地頭代職務及章程中改正	明治20/04/25	1143号	243頁	「府県令」	
官	22	明治20/03/28	県令甲	第20号	役所長委任条件中刪除	明治20/04/25	1143号	243頁	「府県令」	
官	23	明治20/03/31	県令甲	第21号	十八年甲第七十六号布達追加	明治20/04/27	1145号	267頁	「府県令」	
官	24	明治20/04/04	県令甲	第22号	違警罪目中改正	明治20/04/27	1145号	267頁	「府県令」	
官	25	明治20/04/07	県令甲	第23号	民有ノ山林原野ト雖モ樹木斫伐鉞物土石掘採等ハ許可ヲ受クヘキ件	明治20/04/28	1146号	278頁	「府県令」	A306 (県令甲23号)
官	26	明治20/04/11	県令甲	第24号	十九年大蔵省令第三十一号売葉自用者心得ハ当分実施セサル件	明治20/04/28	1146号	278頁	「府県令」	
官	27	明治20/04/25	県令甲	第25号	巡查交番所廢置	明治20/05/27	1171号	265頁	「府県令」	
官	28	明治20/04/25	県令甲	第26号	警察区画中改定	明治20/05/27	1171号	265頁	「府県令」	
官	29	明治20/05/24	県令甲	第27号	巡查交番所改称	明治20/07/02	1202号	16頁	「府県令」	

符号	整理番号	公布年月日	令規類型	令規番号	県令甲の件名	官報発行年月日	官報号数	官報掲載頁	官報の見出し項目等	備考
官	30	明治20/05/26	県令甲	第28号	小学校職員職制	明治20/07/02	1202号	16頁	「府県令」	
官	31	明治20/05/26	県令甲	第29号	小学校長及訓導月俸額	明治20/07/02	1202号	16頁	「府県令」	
官	32	明治20/05/27	県令甲	第30号	尋常中学校職員職制	明治20/07/02	1202号	16頁	「府県令」	
官	33	明治20/05/27	県令甲	第31号	尋常中学校職員俸額〔ママ〕	明治20/07/02	1202号	16頁	「府県令」	
官	34	明治20/06/14	県令甲	第32号	宿屋取締規則中改正	明治20/07/28	1224号	283頁	「府県令」	
官	35	明治20/06/16	県令甲	第33号	役所長委任条件中改正	明治20/07/28	1224号	283頁	「府県令」	
官	36	明治20/06/27	県令甲	第34号	医師取締規則中改正	明治20/07/28	1224号	283頁	「府県令」	
官	37	明治20/07/01	県令甲	第35号	高等小学校設置区域及位置	明治20/07/28	1224号	283頁	「府県令」	
官	38	明治20/07/19	県令甲	第37号	海外渡航心得方	明治20/09/03	1256号	23頁	「府県令」	
官	39	明治20/08/12	県令甲	第38号	県令二十三号追加	明治20/09/06	1258号	46頁	「府県令」	
官	40	明治20/08/17	県令甲	第39号	地方衛生会規則当分施行セサル件	明治20/09/17	1268号	165頁	「府県令」	A被72〔県令甲39号〕
官	41	明治20/08/26	県令甲	第40号	繭種検査規則当分施行セサル件	明治20/09/17	1268号	165頁	「府県令」	
官	42	明治20/10/08	県令甲	第41号	役所長委任事項中削除	明治20/11/01	1304号	3頁	「府県令」	
官	43	明治20/10/12	県令甲	第42号	間切及村負債方法	明治20/11/01	1304号	3頁	「府県令」	A被65〔県令甲42号〕
官	44	明治20/11/01	県令甲	第43号	各役所長特任事項中追加	明治20/11/17	1317号	159頁	「府県令」	
官	45	明治20/12/14	県令甲	第44号	授業生免許規則	明治21/02/14	1384号	134頁	「府県令」	
官	46	明治20/12/14	県令甲	第45号	学力検定試験規則	明治21/02/14	1384号	134頁	「府県令」	
官	47	明治20/12/16	県令甲	第46号	簡易科教員免許規則	明治21/02/14	1384号	134頁	「府県令」	
官	48	明治20/12/16	県令甲	第47号	同〔ママ〕試験用図書	明治21/02/14	1384号	134頁	「府県令」	
官	49	明治20/12/16	県令甲	第48号	違警罪日中削除挿入	明治21/02/14	1384号	134頁	「府県令」	
官	50	明治20/12/16	県令甲	第49号	人力車営業出願ノ件	明治21/02/14	1384号	134頁	「府県令」	
官	51	明治20/12/21	県令甲	第50号	十九年甲四五号達中削除	明治21/02/17	1387号	170頁	「府県令」	
官	52	明治20/12/21	県令甲	第51号	出入船舶等届出ニ係ル件	明治21/02/17	1387号	170頁	「府県令」	A403、B424〔県令甲51号〕
官	53	明治20/12/26	県令甲	第52号	市場箇所中追加	明治21/02/17	1387号	170頁	「府県令」	
官	54	明治21/01/10	県令甲	第1号	私立銀行等実印押用ニ係ル件	明治21/02/20	1389号	195頁	「府県令」	
官	55	明治21/01/10	県令甲	第2号	巡查交番所廃止	明治21/02/20	1389号	195頁	「府県令」	
官	56	明治21/01/10	県令甲	第3号	十三年乙五〇号達中挿入	明治21/02/20	1389号	195頁	「府県令」	
官	57	明治21/01/19	県令甲	第4号	学科程度実施方法	明治21/02/27	1395号	268頁	「府県令」	
官	58	明治21/01/19	県令甲	第5号	小学簡易科教則	明治21/02/27	1395号	268頁	「府県令」	
官	59	明治21/01/24	県令甲	第6号	琉球形船舶規則中改正	明治21/03/03	1400号	27頁	「府県令」	
官	60	明治21/02/17	県令甲	第7号	尋常師範学校生徒数及薦挙方法	明治21/03/15	1410号	147頁	「府県令」	
官	61	明治21/03/22	県令甲	第8号	違警罪日中改正	明治21/05/02	1449号	16頁	「府県令」	
官	62	明治21/03/22	県令甲	第9号	二十年県令甲四号中改正	明治21/05/02	1449号	16頁	「府県令」	

符号	整理番号	公布年月日	令規類型	令規番号	県令甲の件名	官報発行年月日	官報号数	官報掲載頁	官報の見出し項目等	備考
官	63	明治21/03/24	県令甲	第10号	各役所長委任条件中追加	明治21/05/02	1449号	16頁	〔庁府県令〕	
官	64	明治21/03/28	県令甲	第11号	十八年甲七四号改正	明治21/05/02	1449号	16頁	〔庁府県令〕	
官	65	明治21/03/28	県令甲	第12号	違警罪目中改正	明治21/05/02	1449号	16頁	〔庁府県令〕	
官	66	明治21/03/30	県令甲	第13号	尋常中学校諸規則	明治21/05/02	1449号	16頁	〔庁府県令〕	
官	67	明治21/03/31	県令甲	第14号	砂糖商営業組合準則	明治21/05/02	1449号	16頁	〔庁府県令〕	A被111〔県令甲14号〕
官	68	明治21/04/04	県令甲	第15号	尋常師範学校諸規則	明治21/05/30	1473号	323頁	〔庁府県令〕	
官	69	明治21/04/04	県令甲	第16号	小学校教員仮免許状授与規則	明治21/05/30	1473号	323頁	〔庁府県令〕	
官	70	明治21/04/14	県令甲	第17号	警察分署設置	明治21/06/12	1484号	116頁	〔庁府県令〕	
官	71	明治21/04/28	県令甲	第19号	合資結社営業取締規則	明治21/06/15	1487号	152頁	〔庁府県令〕	A被106〔県令甲19号〕
官	72	明治21/05/21	県令甲	第20号	人力車営業取締規則	明治21/07/03	1502号	16頁	〔庁府県令〕	A497、B525〔県令甲20号〕
官	73	明治21/06/12	県令甲	第21号	二十年県令六号中改正	明治21/07/21	1518号	207頁	〔庁府県令〕	
官	74	明治21/06/12	県令甲	第22号	尋常中学校諸規則中追加	明治21/07/21	1518号	207頁	〔庁府県令〕	A被88〔県令甲22号〕
官	75	明治21/07/05	県令甲	第23号	西洋形船舶航海及碇泊記事差出二及ハサル件	明治21/08/18	1542号	189頁	〔庁府県令〕	
官	76	明治21/07/26	県令甲	第24号	那覇港取締規則中追加	明治21/08/31	1553号	338頁	〔庁府県令〕	
官	77	明治21/07/26	県令甲	第25号	各役所長特任条件中追加	明治21/08/31	1553号	338頁	〔庁府県令〕	
官	78	明治21/08/09	県令甲	第26号	役所長特任条件中追加	明治21/09/26	1574号	260頁	〔府県令〕	
官	79	明治21/08/10	県令甲	第27号	養豚規則	明治21/09/26	1574号	260頁	〔府県令〕	
官	80	明治21/08/00	県令甲	第28号	通船及回漕店営業取締規則	明治21/10/12	1588号	132頁	〔県令〕、8月11日 ～8月31日発布	A499、B527〔県令甲28号〕
官	81	明治21/08/00	県令甲	第29号	違警罪目改定	明治21/10/12	1588号	132頁	〔県令〕、8月11日 ～8月31日発布	
官	82	明治21/08/00	県令甲	第30号	十七年甲四九号布達中削除改称	明治21/10/12	1588号	132頁	〔県令〕、8月11日 ～8月31日発布	
官	83	明治21/00/00	県令甲	第31号	諸布達中改正追加	明治21/11/02	1605号	16頁	〔庁府県令〕、8月 22日～9月10日発布	
官	84	明治21/00/00	県令甲	第32号	船改所設置ノ件	明治21/11/02	1605号	16頁	〔庁府県令〕、8月 22日～9月10日発布	
官	85	明治21/09/00	県令甲	第34号	昨年県令四二号取消	明治21/11/16	1616号	150頁	〔庁府県令〕、9月 11日～9月30日発布	A廃58〔県令甲34号〕
官	86	明治21/09/00	県令甲	第35号	小学生徒出席旌表規則	明治21/11/16	1616号	150頁	〔庁府県令〕、9月 11日～9月30日発布	A被119〔県令甲35号〕

符号	整理番号	公布年月日	令規類型	令規番号	県令甲の件名	官報発行年月日	官報号数	官報掲載頁	官報の見出し項目等	備考
官	87	明治21/10/00	県令甲	第36号	畜犬印札雛形	明治21/11/30	1627号	287頁	「庁府県令」、明治21年10月中発布	A 483、B 505〔県令甲36号〕
官	88	明治21/10/00	県令甲	第37号	小学校学科程度実施方法中改定	明治21/11/30	1627号	287頁	「庁府県令」、明治21年10月中発布	
官	89	明治21/10/00	県令甲	第38号	小学簡易科教則中改正	明治21/11/30	1627号	287頁	「庁府県令」、明治21年10月中発布	
官	90	明治21/10/00	県令甲	第39号	街路取締規則中削除改正追加	明治21/11/30	1627号	287頁	「庁府県令」、明治21年10月中発布	
官	91	明治21/10/00	県令甲	第40号	街路取締規則中削除改正追加	明治21/11/30	1627号	287頁	「庁府県令」、明治21年10月中発布	
官	92	明治21/10/00	県令甲	第41号	宿屋取締規則中改正	明治21/11/30	1627号	287頁	「庁府県令」、明治21年10月中発布	
官	93	明治21/10/00	県令甲	第42号	小学校教科用図書、参考用図書及配当表	明治21/11/30	1627号	287頁	「庁府県令」、明治21年10月中発布	
官	94	明治21/10/00	県令甲	第43号	小学校教科用図書、参考用図書及配当表	明治21/11/30	1627号	287頁	「庁府県令」、明治21年10月中発布	
官	95	明治21/10/00	県令甲	第44号	本島高等小学校位置	明治21/11/30	1627号	287頁	「庁府県令」、明治21年10月中発布	
官	96	明治21/11/00	県令甲	第45号	役所長特任条件中削除追加	明治21/12/28	1651号	306頁	「庁府県令」、明治21年11月中発布	
官	97	明治21/11/00	県令甲	第46号	尋常小学校区域位置中改正	明治21/12/28	1651号	306頁	「庁府県令」、明治21年11月中発布	
官	98	明治21/11/00	県令甲	第47号	巡查交番所廃止	明治21/12/28	1651号	306頁	「庁府県令」、明治21年11月中発布	
官	99	明治21/11/00	県令甲	第48号	芸妓取締規則	明治21/12/28	1651号	306頁	「庁府県令」、明治21年11月中発布	A 486〔県令甲48号〕
官	100	明治21/11/00	県令甲	第49号	料理屋飲食店取締規則	明治21/12/28	1651号	306頁	「庁府県令」、明治21年11月中発布	
官	101	明治21/11/00	県令甲	第50号	役所長委任条件中追加	明治21/12/28	1651号	306頁	「庁府県令」、明治21年11月中発布	
官	102	明治21/12/00	県令甲	第51号	牛馬骨販売解禁	明治22/01/31	1674号	257頁	「庁府県令」、明治21年12月中発布	
官	103	明治21/12/00	県令甲	第52号	獸骨取締規則	明治22/01/31	1674号	257頁	「庁府県令」、明治21年12月中発布	A 501、B 529〔県令甲52号〕

符号	整理番号	公布年月日	令規類型	令規番号	県令甲の件名	官報発行年月日	官報号数	官報掲載頁	官報の見出し項目等	備考
官	104	明治21/12/00	県令甲	第53号	料理屋飲食店取締規則中改正	明治22/01/31	1674号	257頁	「庁府県令」、明治21年12月中発布	
官	105	明治21/12/00	県令甲	第54号	甘蔗坪数制限解除	明治22/01/31	1674号	257頁	「庁府県令」、明治21年12月中発布	A338、B336〔県令甲54号〕
官	106	明治21/12/00	県令甲	第55号	十七年甲二三号布達廃止	明治22/01/31	1674号	257頁	「庁府県令」、明治21年12月中発布	A廃59〔県令甲55号〕
官	107	明治21/12/00	県令甲	第56号	警察署所轄変更	明治22/01/31	1674号	257頁	「庁府県令」、明治21年12月中発布	
官	108	明治21/12/00	県令甲	第57号	小学尋常学区改正	明治22/01/31	1674号	257頁	「庁府県令」、明治21年12月中発布	
官	109	明治21/12/00	県令甲	第58号	私立銀行等押用印ノ件	明治22/01/31	1674号	257頁	「庁府県令」、明治21年12月中発布	
官	110	明治22/01/00	県令甲	第1号	演芸取締規則中改正	明治22/03/02	1699号	18頁	「庁府県令」、明治22年1月中発布	『波照間』所収〔県令甲1号〕
官	111	明治22/01/00	県令甲	第2号	屠獣並獣肉販売取締規則中挿入	明治22/03/02	1699号	18頁	「庁府県令」、明治22年1月中発布	『波照間』所収〔県令甲2号〕
官	112	明治22/01/00	県令甲	第3号	租税領収心得誤納還付及更正心得則〔ママ〕書式租税領収心得細〔ママ〕中更正	明治22/03/02	1699号	18頁	「庁府県令」、明治22年1月中発布	『波照間』所収〔県令甲3号〕
官	113	明治22/01/00	県令甲	第4号	獣骨取締規則中追加	明治22/03/02	1699号	18頁	「庁府県令」、明治22年1月中発布	『波照間』所収〔県令甲4号〕
官	114	明治22/01/00	県令甲	第5号	開業医現住所等届出方	明治22/03/02	1699号	18頁	「庁府県令」、明治22年1月中発布	『波照間』所収〔県令甲5号〕
官	115	明治22/01/00	県令甲	第6号	役所長特任条件中刪除	明治22/03/02	1699号	18頁	「庁府県令」、明治22年1月中発布	『波照間』所収〔県令甲6号〕
官	116	明治22/01/00	県令甲	第7号	飲料水営業取締規則	明治22/03/02	1699号	18頁	「庁府県令」、明治22年1月中発布	A635、B653、D221、『波照間』所収〔県令甲7号〕
官	117	明治22/02/00	県令甲	第8号	第一部裁判課及警察本部檢察課出張所設置ノ件	明治22/04/05	1726号	39頁	「庁府県令」、明治22年2月中発布	『波照間』所収〔県令甲8号〕
官	118	明治22/02/00	県令甲	第9号	瓦葺家屋建設ノ件	明治22/04/05	1726号	39頁	「庁府県令」、明治22年2月中発布	A141、B10、『波照間』所収〔県令甲9号〕
官	119	明治22/03/00	県令甲	第10号	街路取締規則中改正	明治22/05/16	1761号	173頁	「庁府県令」、明治22年3月中発布	

符号	整理番号	公布年月日	令規類型	令規番号	県令甲の件名	官報発行年月日	官報号数	官報掲載頁	官報の見出し項目等	備考
官	120	明治22/03/00	県令甲	第11号	十九年県令二一号中删除	明治22/05/16	1761号	173頁	「府府県令」、明治22年3月中発布	
官	121	明治22/03/00	県令甲	第12号	十八年甲七四号布達中挿入删除	明治22/05/16	1761号	173頁	「府府県令」、明治22年3月中発布	
官	122	明治22/03/00	県令甲	第13号	牛乳搾取營業者取締規則中挿入	明治22/05/16	1761号	173頁	「府府県令」、明治22年3月中発布	
官	123	明治22/03/00	県令甲	第14号	十八年甲四九号布達中改正	明治22/05/16	1761号	173頁	「府府県令」、明治22年3月中発布	
官	124	明治22/03/00	県令甲	第15号	警察分署所轄変更	明治22/05/16	1761号	173頁	「府府県令」、明治22年3月中発布	
官	125	明治22/04/00	県令甲	第16号	芸妓貸座敷規則改正削除	明治22/06/08	1781号	83頁	「府府県令」、明治22年4月中発布	
官	126	明治22/04/00	県令甲	第17号	人力車營業取締規則適用	明治22/06/08	1781号	83頁	「府府県令」、明治22年4月中発布	
官	127	明治22/04/00	県令甲	第20号	歳入科目改正	明治22/06/08	1781号	83頁	「府府県令」、明治22年4月中発布	
官	128	明治22/04/00	県令甲	第21号	小学校位置区域中追加改正	明治22/06/08	1781号	83頁	「府府県令」、明治22年4月中発布	
官	129	明治22/04/00	県令甲	第22号	医院及医学講習所改称	明治22/06/08	1781号	83頁	「府府県令」、明治22年4月中発布	A595、B616、『波照間』所収(県令甲22号)
官	130	明治22/04/00	県令甲	第23号	小学校生徒出席旗表規則中正誤	明治22/06/08	1781号	83頁	「府府県令」、明治22年4月中発布	『波照間』所収(県令甲23号)
官	131	明治22/04/00	県令甲	第24号	小学校授業料	明治22/06/08	1781号	83頁	「府府県令」、明治22年4月中発布	『波照間』所収(県令甲24号)
官	132	明治22/05/00	県令甲	第25号	汽船風帆船発著届ノ件	明治22/07/11	1809号	122頁	「府府県令」、明治22年5月中発布	A被85、『波照間』所収(県令甲25号)
官	133	明治22/05/00	県令甲	第26号	役所長委任条件中删除	明治22/07/11	1809号	122頁	「府府県令」、明治22年5月中発布	『波照間』所収(県令甲26号)
官	134	明治22/05/00	県令甲	第27号	八重山島出張所事務管轄ノ件	明治22/07/11	1809号	122頁	「府府県令」、明治22年5月中発布	
官	135	明治22/05/00	県令甲	第28号	病院宮古島出張所廃止	明治22/07/11	1809号	122頁	「府府県令」、明治22年5月中発布	『波照間』所収(県令甲28号)
官	136	明治22/05/00	県令甲	第29号	二十年県令三九号取消	明治22/07/11	1809号	122頁	「府府県令」、明治22/5月中発布	A廢64、『波照間』所収(県令甲29号)

符号	整理番号	公布年月日	令規類型	令規番号	県令甲の件名	官報発行年月日	官報号数	官報掲載頁	官報の見出し項目等	備考
官	137	明治22/06/00	県令甲	第30号	尋常師範学校教科用図書並参考用図書	明治22/07/31	1826号	344頁	「庁府県令」、明治22年6月中発布	『波照間』所収〔県令甲30号〕
官	138	明治22/06/00	県令甲	第31号	料理屋飲食店取締規則中改正	明治22/07/31	1826号	344頁	「庁府県令」、明治22年6月中発布	『波照間』所収〔県令甲31号〕
官	139	明治22/06/00	県令甲	第32号	芸妓取締規則中改正	明治22/07/31	1826号	344頁	「庁府県令」、明治22年6月中発布	『波照間』所収〔県令甲32号〕
官	140	明治22/06/00	県令甲	第33号	伝染病死亡者改葬洗骨手続中追加	明治22/10/04	1881号	41頁	「庁府県令」、明治22年8月中発布	『波照間』所収〔県令甲33号〕
官	141	明治22/07/00	県令甲	第34号	明治十六年甲二七号布達廃止	明治22/08/29	1851号	291頁	「庁府県令」、明治22年7月中発布	A 廢65、『波照間』所収〔県令甲34号〕
官	142	明治22/07/00	県令甲	第35号	島役所長委任条件中削除	明治22/08/29	1851号	291頁	「庁府県令」、明治22年7月中発布	『波照間』所収〔県令甲35号〕
官	143	明治22/08/00	県令甲	第36号	学校設置廃止規則改定	明治22/10/04	1881号	41頁	「庁府県令」、明治22年8月中発布	『波照間』所収〔県令甲36号〕
官	144	明治22/08/00	県令甲	第37号	焼酎製造営業手続	明治22/10/04	1881号	41頁	「庁府県令」、明治22年8月中発布	A 811、『波照間』所収〔県令甲37号〕
官	145	明治22/08/00	県令甲	第38号	尋常中学校教科並参考用図書及配当表	明治22/10/04	1881号	41頁	「庁府県令」、明治22年8月中発布	『波照間』所収〔県令甲38号〕
官	146	明治22/09/00	県令甲	第39号	小学校設置区域表中改正	明治22/11/02	1905号	14頁	「庁府県令」、明治22年9月中発布	『波照間』所収〔県令甲39号〕
官	147	明治22/09/00	県令甲	第40号	高等小学校設置区域及位置定中改正	明治22/11/02	1905号	14頁	「庁府県令」、明治22年9月中発布	『波照間』所収〔県令甲40号〕
官	148	明治22/09/00	県令甲	第41号	尋常小学校設置区域及位置定中改正	明治22/11/02	1905号	14頁	「庁府県令」、明治22年9月中発布	『波照間』所収〔県令甲41号〕
官	149	明治22/10/00	県令甲	第42号	小学校普通体操法参考書制定	明治22/12/09	1935号	88頁	「庁府県令」、明治22年10月中発布	A 被187、『波照間』所収〔県令甲42号〕
官	150	明治22/10/00	県令甲	第43号	小学校学科及程度実施方法中但書追加	明治22/12/09	1935号	88頁	「庁府県令」、明治22年10月中発布	
官	151	明治22/10/00	県令甲	第44号	小学校設置区域位置定表中編入更正	明治22/12/09	1935号	88頁	「庁府県令」、明治22年10月中発布	『波照間』所収〔県令甲44号〕
官	152	明治22/10/00	県令甲	第45号	十八年甲二五号布達等廃止	明治22/12/09	1935号	88頁	「庁府県令」、明治22年10月中発布	A 廢66、『波照間』所収〔県令甲45号〕
官	153	明治22/10/00	県令甲	第46号	十八年甲二五号達〔ママ〕廃止ノ金禄停止ニ及ス件	明治22/12/09	1935号	88頁	「庁府県令」、明治22年10月中発布	A 778、『波照間』所収〔県令甲46号〕

符号	整理番号	公布年月日	令規類型	令規番号	県令甲の件名	官報発行年月日	官報号数	官報掲載頁	官報の見出し項目等	備考
官	154	明治22/10/00	県令甲	第47号	十六年甲五七号布達廃止	明治22/12/09	1935号	88頁	「庁府県令」、明治22年10月中発布	A 廃67、「波照間」所収〔県令甲47号〕
官	155	明治22/10/00	県令甲	第48号	定数船ノ外新造修繕ニ附キ伐木禁止ノ件	明治22/12/09	1935号	88頁	「庁府県令」、明治22年10月中発布	A 303、「波照間」所収〔県令甲48号〕
官	156	明治22/10/00	県令甲	第49号	小学校設置区域位置定表中編入改正	明治22/12/09	1935号	88頁	「庁府県令」、明治22年10月中発布	「波照間」所収〔県令甲49号〕
官	157	明治22/10/00	県令甲	第50号	銃砲取締規則実施ノ件	明治22/12/09	1935号	88頁	「庁府県令」、明治22年10月中発布	「波照間」所収〔県令甲50号〕
官	158	明治22/10/00	県令甲	第51号	銃砲製造及売買譲渡細則	明治22/12/09	1935号	88頁	「庁府県令」、明治22年10月中発布	「波照間」所収〔県令甲51号〕
官	159	明治22/10/00	県令甲	第52号	娼妓貸座敷規則改正追加	明治22/12/09	1935号	88頁	「庁府県令」、明治22年10月中発布	「波照間」所収〔県令甲52号〕
官	160	明治22/11/00	県令甲	第55号	演芸取締規則中改正	明治23/01/14	1960号	107頁	「庁府県令」、明治22年11月中発布	「波照間」所収〔県令甲55号〕
官	161	明治22/11/00	県令甲	第57号	格魯兒酸加溜謨売買授受手続	明治23/01/14	1960号	107頁	「庁府県令」、明治22年11月中発布	A 被171、「波照間」所収〔県令甲57号〕
官	162	明治22/12/00	県令甲	第58号	銃砲製造及売買譲渡細則中削除繰上	明治23/02/20	1990号	199頁	「庁府県令」、明治22年12月中発布	「波照間」所収〔県令甲58号〕
官	163	明治23/01/00	県令甲	第1号	役所長委任条件中削除挿入	明治23/03/12	2007号	120頁	「庁府県令」、明治23年1月中発布	
官	164	明治23/01/00	県令甲	第2号	出生死去及寄留者届出ノ件	明治23/03/12	2007号	120頁	「庁府県令」、明治23年1月中発布	
官	165	明治23/01/00	県令甲	第3号	戸籍上ニ関スル願届書式	明治23/03/12	2007号	120頁	「庁府県令」、明治23年1月中発布	
官	166	明治23/02/00	県令甲	第4号	久米島役所長委任條例〔ママ〕追加	明治23/04/23	2041号	268頁	「庁府県令」、明治23年2月中発布	
官	167	明治23/02/00	県令甲	第5号	役所長委任条件中改正	明治23/04/23	2041号	268頁	「庁府県令」、明治23年2月中発布	A 被91〔県令甲5号〕
官	168	明治23/02/00	県令甲	第6号	宮古島役所長委任条件追加	明治23/04/23	2041号	268頁	「庁府県令」、明治23年2月中発布	
官	169	明治23/02/00	県令甲	第7号	国税徴収施行細則	明治23/04/23	2041号	268頁	「庁府県令」、明治23年2月中発布	
官	170	明治23/02/00	県令甲	第8号	薬種商並製薬者取締細則	明治23/04/23	2041号	268頁	「庁府県令」、明治23年2月中発布	A 631〔県令甲8号〕

符号	整理番号	公布年月日	令規類型	令規番号	県令甲の件名	官報発行年月日	官報号数	官報掲載頁	官報の見出し項目等	備考
官	171	明治23/02/00	県令甲	第9号	真珠介採取取締規則	明治23/04/23	2041号	268頁	〔庁府県令〕、明治23年2月中発布	A 被113〔県令甲9号〕
官	172	明治23/03/00	県令甲	第10号	産婆養成所規則	明治23/06/13	2085号	140頁	〔庁府県令〕、明治23年3月中発布	
官	173	明治23/03/00	県令甲	第11号	国税徴収施行細則中更正削除	明治23/09/22	2171号	269頁	〔庁府県令〕、明治23年3月中発布の延着分	
官	174	明治23/03/00	県令甲	第12号	二十二年度収入未済ノ分取扱方	明治23/06/13	2085号	140頁	〔庁府県令〕、明治23年3月中発布	
官	175	明治23/03/00	県令甲	第13号	公立小学校資産管理規程	明治23/06/13	2085号	140頁	〔庁府県令〕、明治23年3月中発布	
官	176	明治23/04/00	県令甲	第14号	戸籍上二関スル願届書式中削除更正	明治23/09/22	2171号	269頁	〔庁府県令〕、明治23年4月中発布の延着分	
官	177	明治23/04/00	県令甲	第15号	薬種商製業者取締細則中追加	明治23/09/22	2171号	269頁	〔庁府県令〕、明治23年4月中発布の延着分	
官	178	明治23/04/00	県令甲	第16号	買揚糖代価改定	明治23/06/23	2093号	254頁	〔庁府県令〕、明治23年4月中発布	
官	179	明治23/04/00	県令甲	第17号	演芸取締規則中改正	明治23/06/23	2093号	254頁	〔庁府県令〕、明治23年4月中発布	
官	180	明治23/04/00	県令甲	第18号	二十二年県令甲第二十五号〔ママ〕汽船風帆船発着届ノ件廃止	明治23/06/23	2093号	254頁	〔庁府県令〕、明治23年4月中発布	A 廢76〔県令甲18号〕
官	181	明治23/00/00	県令甲	第19号	小学校設置区域定表中更正	明治23/09/22	2171号	269頁	〔庁府県令〕、明治23年5、6両月中発布	
官	182	明治23/00/00	県令甲	第20号	共同物揚場取締規則	明治23/09/22	2171号	269頁	〔庁府県令〕、明治23年5、6両月中発布	A 225、B 221〔県令甲20号〕
官	183	明治23/00/00	県令甲	第21号	小学校学科及其程度実施方法中追加	明治23/09/22	2171号	269頁	〔庁府県令〕、明治23年5、6両月中発布	
官	184	明治23/00/00	県令甲	第22号	小学校簡易科教員並ニ小学校尋常科授業生免許規則改正	明治23/09/22	2171号	269頁	〔庁府県令〕、明治23年5、6両月中発布	
官	185	明治23/00/00	県令甲	第23号	小学校教員仮免状授与規則改正	明治23/09/22	2171号	269頁	〔庁府県令〕、明治23年5、6両月中発布	
官	186	明治23/00/00	県令甲	第24号	尋常師範学校諸規則中追加	明治23/09/22	2171号	269頁	〔庁府県令〕、明治23年5、6両月中発布	
官	187	明治23/08/00	県令甲	第26号	各役所長委任条件中改正	明治23/11/10	2210号	108頁	〔庁府県令〕、明治23年8月中発布	

【表7】 【表6】への補注

符号	整理番号	補 注
官	3	「十九年県令二十七号」とは、明治19年県令甲第27号「洗骨禁止ノ件」(A被56)をさす。
官	4	「登記法」とは、明治19年8月13日公布法律第1号「登記法」をさす。
官	5	「十九年内務省令九号」とは、明治19年5月18日内務省令第9号「明治十四年乙第三十八号達(托鉢差止其顛末申出)中改正」をさす。
官	23	「十八年甲第七十六号布達」とは、明治18年12月25日布達甲第76号「免許鑑札ヲ受クベキ諸営業表」(A493、B521)をさす。
官	26	「十九年大蔵省令第三十一号売薬自用者心得」とは、明治19年10月21日大蔵省令第31号「無印紙ノ売薬ヲ買譲受ケ預置キ又ハ所持スル売薬自用者科料処分」をさす。
官	39	「県令二十三号」とは、明治20年4月7日県令甲第3号「民有ノ山林原野ト雖モ樹木斫伐鉱物土石掘採等ハ許可ヲ受クヘキ件」(官25)をさすと推定される。
官	40	「地方衛生会規則」とは、明治20年4月23日閣令第10号「地方衛生会規則」をさす。
官	41	「蘭種検査規則」とは、明治19年8月17日農商務省令第9号「蘭種検査規則」をさす。
官	56	「十三年乙五〇号達」とは、明治13年2月26日達乙第50号「市場心得並ニ市場ノ箇所仮定」(A351)をさす。
官	62	「二十年県令甲四号」とは、明治20年1月29日県令甲第4号「伝染病ニ罹リ死亡シタル者埋葬後満七年ヲ経過セハ改葬洗骨ヲ許ス件」(官6)をさす。
官	73	「二十年県令六号」とは、明治20年2月18日県令第6号「小学校教員免許状並書換手数料」(官8)をさす。
官	80	A499、B527によれば、公布日は、20日である。なお、官80以下については、「官報」の「府県令の項」に公布月日の記載なし。
官	85	A458によれば、公布月日は、9月24日である。「昨年県令四二号」とは、明治20年10月12日県令甲第42号「間切及村負債方法」(官43)をさす。
官	86	A被119によれば、公布月は、9月である。
官	87	A483、B505によれば、公布日は3日である。
官	90	明治21年沖繩県令甲第39号と同第40号は、「府県令の項」では、一括して「街路取締規則中削除改正追加(三九、四〇)」と記載されている。
官	91	明治21年沖繩県令甲第39号と同第40号は、「府県令の項」では、一括して「街路取締規則中削除改正追加(三九、四〇)」と記載されている。
官	93	明治21年沖繩県令甲第42号と同第43号は、「府県令の項」では、一括して「小学校教科用図書、参考用図書及配当表(四二、四三)」と記載されている。
官	94	明治21年沖繩県令甲第42号と同第43号は、「府県令の項」では、一括して「小学校教科用図書、参考用図書及配当表(四二、四三)」と記載されている。
官	97	明治22年県令甲第39号(官146)および同年県令甲第9号(官156)についての『波照間』所収の条文テキストから、官97の公布日が2日であることが分かる。
官	99	A486によれば、公布日は、22日である。
官	103	A501、B529によれば、公布日は、5日である。
官	105	A338、B336によれば、公布日は、7日である。
官	106	A459によれば、公布日は、21日である。「十七年甲二三号布達」とは、明治17年布達甲23号「密売淫懲罰則」(A被66)をさす。
官	110	『波照間』によれば、公布日は、11日である。「演芸取締規則」は、明治19年甲第21号達である。

符号	整理番号	補 注
官	111	『波照間』によれば、公布日は、11日である。「屠獣並獣肉販売取締規則」は、明治18年12月甲第74号である。
官	112	『波照間』によれば、公布日は、12日である。「租税領収心得誤納還付及更正心得則〔ママ〕書式」は、明治19年4月甲第35号達、「租税領収心得細〔ママ〕」は明治19年5月乙第42号達である。
官	113	『波照間』によれば、公布日は、12日である。「獣骨取締規則」は、明治21年12月県令甲第52号（官103）である。
官	114	『波照間』によれば、公布日は、16日である。
官	115	『波照間』によれば、公布日は、16日である。「役所長特任条件」は、明治19年10月県令甲第21号(宮古八重山両島役所長特任条件)である。
官	116	A635、B653、D221、『波照間』によれば、公布日は、22日である。
官	117	『波照間』によれば、公布日は、5日である。
官	118	A141、B10、『波照間』によれば、公布日は、7日である。
官	123	「十八年甲四九号布達」とは、明治18年6月18日布達甲49号「人家稠密ノ地ニ於テ居宅並圍井戸築造ニ関スル件」(A549、B573、D304)をさす。
官	129	A595、B616、『波照間』によれば、公布日は、19日である。官129は、明治12年12月1日甲第20号布達「医局ヲ医院ニ改称」をさらに改正するものである。
官	130	『波照間』によれば、公布日は、19日である。「小学校生徒出席表規則」は、明治21年9月県令甲第35号（官86）である。
官	131	『波照間』によれば、公布日は、19日である。
官	132	A被85、『波照間』によれば、公布日は、1日である。
官	133	『波照間』によれば、公布日は、13日である。「役所長委任条件」は、明治19年10月県令甲第21号である。
官	135	『波照間』によれば、公布日は、16日である。
官	136	A廢64、『波照間』によれば、公布日は、18日である。「二十年県令三九号」とは、明治20年8月17日県令甲第39号「地方衛生会規則当分施行セサル件」(官40、A被72)をさす。
官	137	『波照間』によれば、公布日は、13日である。
官	138	『波照間』によれば、公布日は、17日である。「料理屋飲食店取締規則」は、明治21年11月県令甲第49号(官100)である。
官	139	『波照間』によれば、公布日は、17日である。「芸妓取締規則」は、明治21年11月県令甲第48号(官99)である。
官	140	『波照間』によれば、公布月日は、6月22日である。官140は、明治22年8月中発布の「庁府県令」の「続き」を掲載した『官報』1851号に登載されているが、同号の末尾の「備考」には、「……沖繩県令三三号今回到達セルヲ以テ本部未ニ掲ク」との記載がある。そこで、「県令リスト」では交付月を「06」と表示した。「伝染病死亡者改葬洗骨手続」は、明治20年1月県令甲第4号（官6）である。
官	141	A廢65、『波照間』によれば、公布日は、8日である。「明治十六年甲二七号布達」とは、明治16年6月24日布達甲第27号「牛馬売買ノ件」(A被73)をさす。
官	142	『波照間』によれば、公布日は、12日である。「高役所長委任条件」は、明治19年10月県令甲第21号（久米宮古八重山三島役所長委任条件）である。
官	143	『波照間』によれば、公布日は、14日である。
官	144	A811、『波照間』によれば、公布日は、20日である。

符号	整理番号	補 注
官	145	『波照間』によれば、公布日は、30日である。
官	146	『波照間』によれば、公布日は、13日である。「小学校設置区域表」は、明治21年11月2日県令甲第46号（官97）である。
官	147	『波照間』によれば、公布日は、19日である。「高等小学校設置区域及位置定」は、明治20年7月県令甲第35号（官37）である。
官	148	『波照間』によれば、公布日は、19日である。「尋常小学校設置区域及位置定」は、明治20年7月県令甲第36号である。
官	149	『波照間』によれば、公布日は、3日である。A被187には、公布日は記載されていない。
官	151	『波照間』によれば、公布日は、4日である。「小学校設置区域位置定表」は、明治21年11月県令甲第46号（官97）である。
官	152	「十八年甲二五号達」とは、明治18年4月布達甲第25号「海外旅券」（A被73）をさす。
官	152	A廃66、『波照間』によれば、公布日は、12日である。「十八年甲二五号布達等」とは、明治18年4月甲第25号布達「海外旅券」（A被73）および明治19年3月甲第15号布達をさす。
官	153	「十八年甲二五号達」とは、明治18年4月布達甲第25号「海外旅券」（A被73）をさす。
官	154	A廃67、『波照間』によれば、公布日は、14日である。「十六年甲五七号布達」とは、明治16年11月布達甲第57号「定限外造船ノ件」（A被75）をさす。
官	155	A303、『波照間』によれば、公布日は、14日である。
官	156	『波照間』によれば、公布日は、15日である。「小学校設置区域位置定表」は、明治21年11月2日県令甲第46号（官97）である。
官	157	『波照間』によれば、公布日は、22日である。「銃砲取締規則」は、明治5年正月太政官第28号布告である。
官	158	『波照間』によれば、公布日は、22日である。
官	159	『波照間』によれば、公布日は、24日である。「娼妓貸座敷規則」は、明治16年5月甲第17号布達である。
官	160	『波照間』によれば、公布日は、9日である。「演芸取締規則」は、明治19年3月甲第21号布達である。
官	161	A被171、『波照間』によれば、公布日は、26日である。
官	162	『波照間』によれば、公布日は、16日である。「銃砲製造及売買譲渡細則」は、明治22年10月県令甲第51号（官158）である。
官	167	A被91は、明治23年1月県令甲第五号「家名相続届出ノ件」と記載されており、官167の件名の記載と異なる。
官	170	A631によれば、公布日は、24日である。
官	171	A被113には公布日は記載されていない。
官	173	明治23年5、6両月中発布の「庁府県令」の「続」を掲載した『官報』第2171号の末尾には、「〔備考〕……沖縄県令甲第十一号甲第十四号甲第十五号ハ爾後到達セルヲ以テナチ本項ノ末尾ニ附載ス」との記載がある。
官	176	明治23年5、6両月中発布の「庁府県令」の「続」を掲載した『官報』第2171号の末尾には、「〔備考〕……沖縄県令甲第十一号甲第十四号甲第十五号ハ爾後到達セルヲ以テナチ本項ノ末尾ニ附載ス」との記載がある。
官	177	明治23年5、6両月中発布の「庁府県令」の「続」を掲載した『官報』第2171号の末尾には、「〔備考〕……沖縄県令甲第十一号甲第十四号甲第十五号ハ爾後到達セルヲ以テナチ本項ノ末尾ニ附載ス」との記載がある。
官	180	A廃76によれば、公布日は、30日である。「二十二年県令甲第二十五号（ママ）汽船風帆船発著届ノ件」は、官132をさす。
官	182	A225、B221によれば、公布月日は、5月2日である。

『社会科学論集』第47号の正誤表

頁	箇所	誤	正
230頁	【表3】明治22年県令甲53号の備考	A被87	A被88
256頁	【表6】官67の備考	A被111	A被112
256頁	【表6】官71の備考	A被106	A被107
256頁	【表6】官74の備考	A被88	A被89
256頁	【表6】官86の備考	A被119	A被120
259頁	【表6】官132の備考	A被85	A被86
260頁	【表6】官149の備考	A被187	A被188
261頁	【表6】官161の備考	A被171	A被172
261頁	【表6】官167の備考	A被91	A被92
262頁	【表6】官171の備考	A被113	A被114
263頁	【表7】官86の補注	A被119	A被120
264頁	【表7】官132の補注	A被85	A被86
265頁	【表7】官149の補注	A被187	A被188
265頁	【表7】7行目の官152の行	官/152/「十八年甲二 五号達とは……をさす。	行全体を削除
265頁	【表7】8行目の官152の補注	A被73	A被74
265頁	【表7】官153の補注	A被73	A被74
265頁	【表7】官154の補注	A被75	A被76
265頁	【表7】官161の補注	A被171	A被172
265頁	【表7】官167の補注	A被91	A被92
265頁	【表7】官171の補注	A被113	A被114